

2025 年度入学生用
(令和7 年度)

法学研究科 法学政治学専攻要覧

教育目的・履修要項・規則など



大阪公立大学大学院法学研究科

目次

I. 法学研究科法学政治学専攻の教育目的・理念・目標— 1

II. 履修要項-----3

A. 共通

1. 専攻・分野等の名称、修了時の学位、入学定員-----	3
2. 学年・学期・授業期間等-----	3
3. 授業時間-----	3
4. 授業科目の種類-----	4
5. 授業科目の単位、単位制-----	4
6. 履修課程と履修上の注意-----	4
7. 科目ナンバリングのルール-----	6
8. 履修登録-----	6
9. 成績評価・試験-----	7
10. 成績評語とGPA制度-----	8
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）-----	9
12. 長期履修制度の利用について-----	9
13. 定期試験受験心得-----	10
14. 成績評価についての異議申立-----	11
15. 休講・欠席について-----	11
16. 他大学院との単位互換制度-----	14
17. 学年末以外の修了-----	14
18. 年限短縮等-----	14
19. 学籍について-----	15
20. 修学上の配慮・支援について-----	15
21. 転研究科・転専攻-----	15

B. 博士前期課程

1. プログラム-----	16
2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法-----	16
3. 修了要件-----	17
4. 学位論文と学位-----	18
5. 大学院共通教育科目履修課程-----	19
6. 専門科目履修課程-----	19
7. 他研究科・他大学等の科目の履修-----	21
8. 教育職員免許状の取得-----	22
別表1 博士前期課程標準履修課程表-----	23

C. 博士後期課程	
1. 研究指導教員	25
2. 修了要件	25
3. 学位論文と学位	26
4. 大学院共通教育科目履修課程	28
5. 専門科目履修課程	28
6. 他研究科・他大学等の科目の履修	29
7. 教育職員免許状の取得	30
別表2 博士前期課程標準履修課程表	31

III. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校 の学術研究に係る行動規範	33
---	----

IV. 規則

学位審査

1. 法学研究科 学位審査規則	35
2. 法学研究科 学位論文評価基準	40
3. 法学研究科 学位論文作成要領	41

V. 付録

1. 大阪公立大学法学会会則	47
2. 教員名簿	48
3. 教員の略歴と主要研究業績	51
4. 杉本キャンパス案内図	64

2025年度法学研究科法学政治学専攻 開講科目表	66
2025年度法学研究科法学政治学専攻 時間割	69

I. 法学研究科の教育目的・理念・目標

■教育目的

1. 法学政治学専攻においては、法学・政治学の研究教育を通じて、広く社会に貢献し得る自立的な研究者及び高度職業人を養成する。
2. 博士前期課程は、高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を養成する高い能力を有する研究者、あるいは複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人となり得る人材を養成する。
3. 博士後期課程は、複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題の解決に貢献することをめざし、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加え、高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を養成する高い能力を有する自立的な研究者となり得る人材を養成する。

■教育理念

(博士前期課程)

博士前期課程は、学生が、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を修得し、また、政治に関する高度の研究を行う能力を修得し、さらに、法学・政治学に関する高度の専門性を必要とする職業を担う能力を修得できるようにする。

(博士後期課程)

博士後期課程は、学生が高度な研究を自立して行うために必要となる、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を修得し、また、政治に関する高度の研究を行う能力を修得できるようにする。

■教育目標

(博士前期課程)

法学研究科は、所定の単位を修得することにより、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、以下のような規準を満たした学生に、修士学位を授与する。

- (1) 比較法的・歴史的・基礎法的研究を行う能力を修得できた学生
- (2) 政治に関する高度の研究を行う能力を修得できた学生
- (3) 法学・政治学に関する高度の専門性を必要とする職業を担う能力を修得できた学生

(博士後期課程)

法学研究科は、所定の単位を修得することにより、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな

な学識に加えて、以下のような規準を満たした学生に、博士学位を授与する。

- (1) 比較法的・歴史的・基礎法的研究を自立して行う能力を修得できた学生
- (2) 政治に関する高度の研究を自立して行う能力を修得できた学生

II. 履修要項

A. 共通

1. 専攻・分野等の名称、修了時の学位、入学定員

専攻・分野	学位	定員
法学政治学専攻	修士(法学) (Master of Laws)	8

専攻・分野	学位	定員
法学政治学専攻	博士(法学) (Doctor of Laws)	4

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日を除く）
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。学事日程は、毎年度、本学 Web サイトなどで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1時限	9：00－10：30
2時限	10：45－12：15
3時限	13：15－14：45
4時限	15：00－16：30
5時限	16：45－18：15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、研究科・専攻によって「専門科目」および「研究指導科目」が開設されています。それら科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	各研究科
研究指導科目	

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。本研究科において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

※大学に於いて1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義・演習	毎週2時間 15週	2単位
実験・実習・実技	毎週2時間 15週	1単位
研究指導	—	—

6. 履修課程と履修上の注意

（1）大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本冊子に記載されています。

(2) 専門科目

専門科目においては、各研究科の専門科目に加えて、研究科等によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択の区分は、各研究科・専攻の標準履修課程表を参照してください。

(3) 研究指導科目

修了要件に必要な研究の指導を受けるため研究指導科目があります。内容は指導教員によって異なります。

(4) 必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各研究科・専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・「必修科目」...当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必要としている科目。
- ・「選択科目」...学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。(選択必修科目を含む。)
- ・「自由科目」...履修できるが修了要件に算入しない科目。

(5) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム (Moodle) 等によりオンラインで行うことがあります。

(6) 集中講義について

週1回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (UNIPA) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

(7) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。(オフィスアワーは、シラバスを参照してください。)

② 相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明(「国際基幹教育機構開設科目要覧(大学院生用)」やシラバス)を参考にし、標準履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、各研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

(8) 他の研究科等の授業科目の履修

研究科において必要と認める場合は、当該研究科の他の専攻の授業科目または他の研究科の授業科目を履修することができます。修得した単位を修了要件に含めることができるかどうかは所

属専攻等の修了要件を確認してください。

さらに、研究科において必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程・修士課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。

また、履修できる科目については大阪公立大学Web サイトに掲載されている「他研究科生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録を希望する場合は、履修登録期間中に各研究科教務担当まで申し出てください。

(9) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも1の履修が2の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた13桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトをご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J	1
①			②			③	④	⑤				⑥	⑦

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで（4月上旬・9月中旬）に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 標準履修課程表にある標準履修年次などによく注意して登録してください。

- ・ 同一曜日時限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・ 修了予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により修了判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に教務担当窓口にご相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録状況確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル（UNIPA）の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます（定められた期間を除く）。

(2) 単位の認定

単位の認定は、試験の成績、レポート、平常の成績等によって行われます。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。

(3) 追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局（各研究科または国際基幹教育機構）によっては追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合（2親等以内の親族または同居の親族に限る。）
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて各科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

さい。また、定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP(Grade Point)を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(当該期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{※当該期に履修登録した総単位数}} \quad \text{※GPA 対象科目のみ}$$

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3
B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満または成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として、履修登録した全ての科目及び本専攻の授業を先行履修することにより単位認定された科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目、上表の「単位認定された科目」、「合格／不合格で成績評価を行う研究指導科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算GPA が記載されます。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{(\text{各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数}) \text{の合計}}{\text{※各学期で履修登録した単位数の合計} \quad \text{※GPA 対象科目のみ}}$$

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ①実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ②授業についていけないだけの知識不足が発覚した場合

※手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

1 1. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院法学政治学専攻に入学した学生が、入学する前に「学士・修士連携プログラム」を通じて本専攻の科目を先行履修して修得した単位は、願い出により、教授会の議を経て、合計 16 単位を超えない範囲で入学後に修得したものとみなすことができます。

該当者は、入学した年度の前期履修登録期間中に各研究科教務担当へ申し出てください。なお、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えることはできません。

1 2. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、博士前期課程・博士後期課程入学者又は在学中で、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 一般選抜又は社会人特別選抜による入学者

- ① 職業を有する者（正規雇用者に限らず、主として当該収入により生計を維持している者）
- ② 育児、介護等を行う者
- ③ その他、相当の理由があると研究科教授会が認める者

(2) 外国人留学生特別選抜による入学者

- ① 育児・介護等を行う者
- ② その他、相当の理由があると研究科教授会が認める者

事情が解消した場合や研究が進捗して予定より早く修了できる見込みとなった場合には短縮を申し出ることもできます。長期履修制度の詳細については、各研究科教務担当に確認してください。

13. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に所属研究科教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して30分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して30分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机の上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為

- (14) 試験(遠隔試験、レポート試験も含む)で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分(訓告、停学、退学)の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

1 4. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りと思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるものの異議申立を行う場合は、学生ポータル (UNIPA) に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局(各研究科教務担当または基幹教育担当)へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

1 5. 休講・欠席について

- (1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

① 気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風(暴風雪)警報、または各種の特別警報が発令されているときは原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします(定期試験を含む)。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風(暴風雪)警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。(実習施設の所在地を含む地域に暴風(暴風雪)警報、または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません)

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休(事故等による一時的な運行停止を除く)を行った場合の授業は原則として休講とします(定期試験を含む)。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

- 杉本キャンパス
 - ・JR 阪和線全線
 - ・JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時
- 中百舌鳥キャンパス
 - ・南海高野線全線
 - ・JR 阪和線全線および南海本線全線が同時
 - ・JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時
- 梅田サテライト
 - ・JR 大阪環状線全線と Osaka Metro 全線が同時
- 森ノ宮キャンパス
 - ・JR 大阪環状線全線と Osaka Metro 全線が同時
 - ・JR 学研都市線全線と京阪本線全線が同時

③ 地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度 5 強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または震度 5 強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

(注意事項) ①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

(別表)

- 杉本、中百舌鳥、阿倍野、羽曳野、りんくう、森ノ宮キャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	—	全授業
午前 10 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 10 時を過ぎても解除されない場合	全授業	—

● 梅田サテライト（月～金）

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午後3時以前	—	全授業
午後3時を過ぎても解除されない場合	全授業	—

● 梅田サテライト（土）

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前7時以前	—	全授業
午前10時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前10時を過ぎても解除されない場合	全授業	—

⑤ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業（ハイフレックス授業等）の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前9時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

⑥ 登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できない場合（帰宅困難となる恐れがある場合含む）、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1. 居住地を含む地域における震度5強以上の地震が観測された場合
2. 居住地を含む地域における避難指示の発令
3. 居住地を含む地域における気象警報（暴風（暴風雪）警報、または特別警報）等の発表
4. その他災害等（居住地を含む地域または通学経路における上述の3事由に準ずる災害等）の発生
5. 通学経路上の交通機関の運休または大幅な遅延の発生

（2）授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル（UNIPA）＞学生Navi＞「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「9. 成績評価・試験」の「(3) 追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合の特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。授業支援システム（Moodle）の「学校感染症罹患時」を確認し、報告してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状(写)等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

16. 他大学院との単位互換制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。

その際に、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議等に基づき、本研究科教授会の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、15単位まで修了に必要な単位として認められることがあります。

なお、入学前の既修得単位制度により修得した単位数と合わせて20単位を超えることはできません。

17. 学年末以外の修了

在学期間が標準修業年限（一般的には博士前期課程2年、博士後期課程3年）を超え、修了に必要な単位を修得した者は3月だけでなく、9月、6月（博士後期課程のみ）及び12月（博士後期課程のみ）の学位授与を申請することができます。

学位を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。

18. 年限短縮等

優れた研究業績をあげた者や法科大学院修了者（博士後期課程のみ）は在学期間が短縮されることがあります。どのような場合に短縮されるかは、博士前期課程・博士後期課程ともに、専門科目履修課程＞早期修了（研究指導科目の特例履修）の箇所に説明があるので参照してください。

19. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日）までに行わなければなりません。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して2年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

- ・ 指導教員の推薦があり、教育上有益と認められる場合は、本研究科に在学したまま留学が認められることがあります。留学を願い出る場合は、以下の書類を提出する必要があります。
- ・ 留学願
- ・ 留学先大学院の受入れ承諾書（又はこれに代わる証明書）
- ・ 研究計画書

詳しくは研究科教務担当に問い合わせてください。

また、留学中に本学の科目を履修することができる場合があります。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各研究科アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

21. 転研究科・転専攻

転研究科・転専攻については、本専攻では認めていません。

B. 博士前期課程

1. プログラム

(1) プログラムの種類

本専攻博士前期課程には、以下の二つのプログラムを設置しています。

- ① 理論研究プログラム
- ② 課題展開プログラム

(2) プログラムの決定

本専攻博士前期課程入学者は、入学者選抜試験において希望し、入学を許可されたプログラムに所属することとします。

(3) プログラムの変更

教育上有益かつ修了に必要な能力が認められる場合に限り、所属プログラムを変更することができます。ただし、プログラムの変更を希望する者は以下の条件を両方満たす必要があります。

- イ) 変更先のプログラム科目を8単位以上修得していること
- ロ) 課題展開プログラムから理論研究プログラムへ変更する場合は、修得した理論研究科目の単位の4分の3以上がAAの成績評価を受けていること

願い出は、研究指導教員の許可を得た上で、指定された書式に記入し、前期より変更を希望する場合は前年度の2月末日までに、後期より変更を希望する場合は当該年度の8月末日までに、研究科教務担当まで提出してください。なお、変更の時期は学期開始時とし、変更は在学中に1回に限ります。

2. 研究指導教員の決定と研究指導方法

(1) 研究指導教員の決定

本専攻の学生ごとに1名の研究指導教員を決定します。

入学者選抜試験の合格判定時に、入学者が研究計画書や口述試験において希望した研究分野に基づき、研究指導教員を決定します。

(2) 研究指導方法

研究指導教員は、学生の問題関心・研究課題に応じて適宜助言し、修士論文の完成までの指導を行います。

履修登録を行うにあたっては、研究指導教員の助言を得て履修計画を作成してください。

本専攻の標準的な研究指導計画は、以下の通りです。この入学時に明示する研究指導計画に基づき、入学年度の4月に研究指導教員とともに研究計画書を作成します。具体的な研究計画は、専攻分野や具体的な研究テーマ・研究方法により異なりますので、研究計画を確認したうえで、学生ごとの研究指導計画の詳細を明示します。

① 理論研究プログラム

1年次で研究動向の把握に努め（外国語文献の検討等を含む）、具体的な論文テーマを決定するための準備を進めます。2年次では、「修士研究指導1」・「修士研究指導2」の指導を受けつつ、論文を執筆し、2年次1月末日までに提出します。

② 課題展開プログラム

1年次で幅広く関係分野の学修を進めるとともに、具体的な論文テーマを決定するための準備に入ります。2年次前期では、引き続き具体的な論文テーマを決定する準備を進め、後期では「課題論文指導」の指導を受けつつ、論文を執筆し、2年次1月末日までに提出します。

毎年度4月（または復学したとき）に研究指導教員が研究の状況を確認し、必要があるときは研究指導計画書を修正したうえで、学生に明示します。

（3）研究指導教員の変更

特段の事情がある場合に限り、教授会の議を経て、研究指導教員を変更することができます。

3. 修了要件

博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、授業科目の中からプログラムごとに以下に示した単位数以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を1年に短縮することができます。

<理論研究プログラム>

科目区分		
大学院共通教育科目 研究公正A	必修	1単位
専門科目 理論研究科目	選択必修	8単位
研究指導科目 修士研究指導1および2	必修	8単位
合計		30単位

※ 専門科目（共通科目・理論研究科目・課題展開科目）と研究指導科目の「初年次指導」の中から合計で21単位以上修得しなければなりません。

※※ 共通科目の法学政治学演習は8単位まで修了に必要な単位数に算入できます。

<課題展開プログラム>

科目区分		
大学院共通教育科目 研究公正A	必修	1 単位
専門科目 課題展開科目	選択必修	8 単位
研究指導科目 課題論文指導	必修	4 単位
合計		3 0 単位

※ 専門科目（共通科目・理論研究科目・課題展開科目）と研究指導科目の「初年次指導」の中から合計で25単位以上修得しなければなりません。

※※ 共通科目の法学政治学演習は12単位まで修了に必要な単位数に算入できます。

4. 学位論文と学位

（1）学位の授与

博士前期課程の理論研究プログラムおよび課題展開プログラムを修了した者には、修士（法学）の学位が授与されます。

（2）学位論文審査基準

修士の学位論文は、専攻分野における学術的課題の把握と一定程度の研究遂行能力を示すことにより合格とします。その判断基準は以下のとおりです。

- イ）当該研究領域における学術的意義が認められること。
- ロ）資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- ハ）適切な表記・表現が用いられていること。
- ニ）論理的整合性が保持されていること。

修士論文については、理論研究プログラムに属する者は4万字（400字詰め原稿用紙100枚）以上、課題展開プログラムに属する者は2万字（400字詰め原稿用紙50枚）以上でなければなりません。

修士論文の審査及び最終試験は、教授会により選出された3名の審査委員（内1名を主査としますが、研究指導教員は主査とはなれません。）をもって組織する審査委員会によって行います。

（3）学位授与申請資格

修士論文は、提出日において、以下の条件を満たす場合に提出することができます。

- イ）理論研究プログラムに属する者は修士研究指導2を、課題展開プログラムに属する者は課題論文指導を履修又は修得していること。

ロ) 提出日の属する学期において、修了に必要な単位を修得済みもしくは修得見込みであること。

(4) 学位論文申請手続

学位を請求するものは、以下のイ)～ハ)を、当該年度の1月末日までに研究科教務担当に提出してください。

イ) 学位授与申請書(1通)

ロ) 論文(3通)

- ・そのうち1通は、論文製本したものである必要があります。ただし、提出日の時点では簡易製本で提出することができます。その場合は、課程修了日までに、論文製本したものを1通提出してください。

ハ) 論文要旨(3通)

- ・2,000字を標準とします。

9月に学位の授与を受けようとする場合は、当該年度の5月末日までに申し出の上、7月末日までに上記イ)～ハ)を提出してください。

論文や論文要旨の作成方法については、「法学研究科学位論文作成要領」に従ってください。

5. 大学院共通教育科目履修課程

(1) 研究公正 A

研究科を横断して必要となる研究倫理等の知識を獲得することを目的として、研究公正 A(1単位)を必修科目としています。1年次前期に履修し、単位修得することが期待されます。

(2) その他の大学院共通教育科目

その他の大学院共通教育科目を履修することができますが、修了に必要な単位数に算入することはできません。大学院共通教育科目の履修については、「国際基幹教育機構 開設科目要覧(大学院生用)」を参照してください。

6. 専門科目履修課程

(1) 共通科目

① 法学政治学ワークショップ

本科目は、修士論文の執筆に必要な多様な研究アプローチをワークショップ形式で検討する科目です。理論研究プログラムの学生も、課題研究プログラムの学生も、ともに1年次後期に履修することが奨励されます。

② 法学政治学演習

法学政治学演習は、研究指導教員及び授業担当教員が認めた場合に限り、履修できます。法学政治学演習を履修して単位を修得した場合、修了要件に算入できる単位数の上限は所属プログラムに応じて異なります。

理論研究プログラム：8単位

課題論文プログラム：12単位

法学政治学演習については、当該科目と同一名称の科目であっても、内容が異なる場合に限り、別個の授業として単位を修得することができます。

③ 特殊講義

特殊講義は、当該科目と同一名称の科目であっても、内容が異なる場合に限り、別個の授業として単位を修得することができます。また、修得した単位を修了要件に算入することができます。

(2) 理論研究科目

理論研究プログラムにおいては、理論研究科目から8単位以上を修得しなければなりません。

理論研究科目については、当該科目と同一名称の科目であっても、内容が異なる場合に限り、別個の授業として単位を修得することができます。

課題展開プログラムに属する者が、理論研究科目を履修することを妨げるものではありません。課題展開プログラムにおいても、理論研究科目を履修して修得した単位を修了要件に算入することができます。

(3) 課題展開科目

課題展開プログラムにおいては、課題展開科目から8単位以上を修得しなければなりません。

課題展開科目については、異なる年度における同一名称の科目を重複履修しても、修了要件に算入することができません。

理論研究プログラムに属する者が、課題展開科目を履修することを妨げるものではありません。

理論研究プログラムにおいても、課題展開科目を履修して修得した単位を修了要件に算入することができます。

(4) 研究指導科目

研究指導科目については、それぞれの学生の研究指導教員が開講する科目を履修しなければなりません。

初年次指導は、1年次に限り履修することができます。

初年次指導以外の研究指導科目は、以下の条件を満たす者に限り、履修することができ、修了要件単位に算入することができます。

① 修士研究指導1

標準修業年限より1年を減じた期間を越えて在学する、理論研究プログラムに属する者

② 修士研究指導2

標準修業年限より6月を減じた期間を越えて在学し、修士研究指導1を修得した、理論研究プログラムに属する者

③ 課題論文指導

標準修業年限より6月を減じた期間を越えて在学する、課題展開プログラムに属する者

(5) 早期修了(研究指導科目の特例履修)

上記で定めた在学期間の条件を満たさない者であっても、以下に示した条件を満たす優れた業績を上げた者については、研究指導科目の履修を特別に許可し、それにより博士前期課程の早期修了を可能とします。

① 修士研究指導 1

当該学期において、12単位以上の入学前既修得単位認定の申請を行い、かつ、そのうちAAの評価を得た単位数が8単位以上含まれていること。

② 修士研究指導 2

修士研究指導1を修得済みであって、前学期まで(入学前既修得単位認定を含む。)に21単位以上修得し、かつ、そのうちAAの評価を得た単位数が16単位以上含まれていること。

③ 課題論文指導

前学期まで(入学前既修得単位認定を含む。)に21単位以上修得し、かつ、そのうちAAの評価を得た単位数が16単位以上含まれていること。

7. 他研究科・他大学等の科目の履修

教育上有益と認める場合、次の科目を履修することができます。

(1) 学部・学域の授業科目

法学部あるいは他学部・学域の授業科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位数に算入することはできません。

(2) 他研究科の授業科目

他研究科の授業科目を履修することができます。教育上有益と認める場合、教授会の議を経て、修了に必要な単位の一部にすることができます。

(3) データ関連人材育成関西コンソーシアムにおいて提供される科目

データ関連人材育成関西コンソーシアムにおいて提供される科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位数に算入することはできません。

(4) 他の大学院等の科目

他の大学院等で提供される科目を履修することができます。教育上有益と認める場合、教授会の議を経て、15単位を超えない範囲で、修了に必要な単位の一部にすることができます。

(5) 留学先で提供される科目

研究科が認める留学をした者が留学先大学院で修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本専攻の対応する授業科目の単位を履修したものとみなすことができます。修得単位認定願と関連する文書を提出する必要がありますので、研究科教務担当まで申し出てください。

(6) その他、教授会において特に有益と認める科目

その他、教授会において特に有益と認める科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位数に算入することはできません。

8. 教育職員免許状の取得

法学政治学専攻の大学院生の教員免許取得に関する詳細は、希望者にのみ別途資料を配付するので、研究科教務担当まで申し出てください。

別表 1 博士前期課程 標準履修課程表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			
				必修	選択	自由	
大学院 共通教育 科目		研究公正A	1	1			
		科学英語	1			2	
		Academic Writing	1			2	
		Academic Presentation	1			2	
		大学院キャリアデザイン演習A	1			2	
		大学院キャリア形成論—学問・大学と社会A	1			1	
		戦略的システム思考力演習 1	1			2	
		戦略的システム思考力演習 2	1			2	
		イノベーション創出基礎講座	1			2	
		医療の品質管理 A	1			2	
		グローバル経営特論A	1			2	
		化学産業論	1			1	
		バイオデザインA	1			2	
		人権問題論A	1			2	
		大学教育基礎演習A	1			1	
	共通科目		法学政治学ワークショップ		1		1
法学政治学演習			1・2		2		
特殊講義			1・2		2		
理論 研究 科目	基礎 領域 法学	法理論研究	1・2		2		
		法制史研究	1・2		2		
		外国法研究	1・2		2		
	実定 法 領域	公法研究	1・2		2		
		刑事法研究	1・2		2		
		民事法研究	1・2		2		
		社会法研究	1・2		2		
		国際関係法研究	1・2		2		
	政治 学 領域	政治理論研究	1・2		2		
		政治過程研究	1・2		2		
		政治外交史研究	1・2		2		
		国際政治研究	1・2		2		
		行政学研究	1・2		2		
	課題 展 開 科 目	公 共 法 政 治 学 領 域	憲法特論	1・2		2	
			行政法特論	1・2		2	
租税法特論			1・2		2		
刑事法特論			1・2		2		
刑事政策特論			1・2		2		
民法特論 A			1・2		2		
民法特論 B			1・2		2		
労働法特論			1・2		2		
社会保障法特論			1・2		2		
法哲学特論			1・2		2		
法社会学特論			1・2		2		
日本法制史特論 A			1・2		2		
日本法制史特論 B			1・2		2		
政治学特論			1・2		2		
政治学史特論			1・2		2		
行政学特論	1・2		2				

課題展開科目	グローバル法政領域	企業法特論	1・2		2	
		民事手続法特論	1・2		2	
		倒産法特論 A	1・2		2	
		倒産法特論 B	1・2		2	
		経済法特論	1・2		2	
		国際法特論	1・2		2	
		国際人権法特論	1・2		2	
		国際組織法特論	1・2		2	
		国際民事手続法特論	1・2		2	
		国際家族法特論	1・2		2	
		国際財産法特論	1・2		2	
		国際経済法特論	1・2		2	
		国際取引法特論	1・2		2	
		英米法特論	1・2		2	
		ドイツ法特論 A	1・2		2	
		ドイツ法特論 B	1・2		2	
		中国法特論	1・2		2	
		比較政治学特論	1・2		2	
		欧州政治外交史特論	1・2		2	
		国際政治特論	1・2		2	
研究指導科目	初年次指導	1		4		
	修士研究指導 1	2		4		
	修士研究指導 2	2		4		
	課題論文指導	2		4		
修了要件及び履修方法						
【修了要件】 履修方法に示す 1 および 2 の履修により、30 単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること 【履修方法】 1. 大学院共通教育科目 1 単位以上（必修 1 単位） 2. 専門科目 29 単位以上 ・理論研究プログラム（理論研究科目より 8 単位以上、修士研究指導 1（4 単位）・修士研究指導 2（4 単位）が必修） ・課題展開プログラム（課題展開科目より 8 単位以上、課題論文指導 4 単位が必修）						
研究指導計画						
1. 理論研究プログラム ・1 年次 研究動向の把握に努め（外国語文献の検討等を含む）、具体的な論文テーマを決定するための準備を進める。 ・2 年次 「修士研究指導 1」・「修士研究指導 2」の指導を受けつつ、論文を執筆し、2 年次 1 月末日までに提出する。 2. 課題展開プログラム ・1 年次 幅広く関係分野の学修を進めるとともに、具体的な論文テーマを決定するための準備に入る。 ・2 年次 前期では、引き続き具体的な論文テーマを決定する準備を進め、後期では「課題論文指導」の指導を受けつつ、論文を執筆し、2 年次 1 月末日までに提出する。						

C. 博士後期課程

1. 研究指導教員

(1) 研究指導教員の決定

本専攻の学生ごとに1名の研究指導教員を決定します。

入学者選抜試験の合格判定時に、入学者が研究計画書や口述試験において希望した研究分野に基づき、研究指導教員を決定します。

(2) 研究指導方法

研究指導教員は、学生の問題関心・研究課題に応じて適宜助言し、博士論文の完成までの指導を行います。

履修登録を行うにあたっては、研究指導教員の助言を得て履修計画を作成してください。

本専攻の標準的な研究指導計画は、以下の通りです。この入学時に明示する研究指導計画に基づき、入学年度の4月に研究指導教員とともに研究計画書を作成します。具体的な研究計画は、専攻分野や具体的な研究テーマ・研究方法により異なりますので、研究計画を確認したうえで、学生ごとの研究指導計画の詳細を明示します。

1年次では、先行研究を踏まえて、博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について自ら検討します。2年次では、学術的意義や新規性を見据えて、博士論文の執筆計画を作成します。3年次では、博士論文の執筆を自立的に進捗させ、3年次12月までに提出します。

毎年度4月（または復学したとき）に研究指導教員が研究の状況を確認し、必要があるときは研究指導計画書を修正したうえで、学生に明示します。

(3) 研究指導教員の変更

特段の事情がある場合に限り、教授会の議を経て、研究指導教員を変更することができます。

2. 修了要件

博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、授業科目の中から以下に示した単位数以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮することができます。

科目区分		
大学院共通教育科目 研究公正B	必修	1 単位
専門科目 専攻科目	選択必修	4 単位
研究指導科目 博士研究指導 1・2・3	必修	1 2 単位
合計		1 7 単位

3. 学位論文と学位

(1) 学位取得の方法

本研究科において博士後期課程の学生が、博士（法学）を取得するとき、提出時期に応じて以下の5種にわかれ、扱いが異なります。

- ① 博士後期課程在学中に提出する場合
- ② 博士後期課程を単位修得退学し、退学日から起算して9月以内に提出する場合（この場合、退学の際に、単位修得退学に伴う学位授与申請資格が認められる必要があります。）
- ③ 博士後期課程を単位修得退学し、退学日から起算して3年以内に提出する場合
- ④ 博士後期課程を単位修得退学し、退学日から起算して5年以内に提出する場合
- ⑤ ①～④以外

単位修得退学とは、標準修業年限3年（法科大学院修了者にあつては2年）以上在学し、修了に必要な全ての単位を修得した上で退学した者を指します。

	①	②	③	④	⑤
申請手続	課程博士		論文博士		
論文の分量・様式等	課程博士論文（10万字以上）				
			自由（研究書1冊程度）		
提出締切日	あり	あり	任意	任意	任意
学力の確認	なし	なし	省略可	あり※	あり※
論文審査料	なし	免除	あり★	あり	あり
公聴会の開催	あり	あり	あり	あり	なし
審査期間	3月以内	3月以内	1年以内	1年以内	1年以内

※学歴や業績等により一部又は全部を省略することがあります。

★退学後1年以内に申請したときは、免除されます。

(2) 学位論文審査基準

博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すことにより合格とします。その判断基準は以下のとおりです。

- イ) 当該研究領域における高度の学術的意義が認められること。
- ロ) 資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- ハ) 適切な表記・表現が用いられていること。
- ニ) 論理的整合性が保持されていること。

博士論文は、10万字（400字詰め原稿用紙250枚）以上でなければなりません。

ただし、単位修得退学後5年を超えて以降（⑤）は、研究書1冊程度以上である必要があります。その場合、上記に加えて、その主題に関して従来の研究水準を引き上げるか、または独創的な研究によって新領域を開拓したものであることを要します。

(3) 学位授与申請資格

博士論文を在学中に提出する場合は、提出日に属する学期において、博士研究指導3を履修又は修得しており、かつ、修了に必要な全ての単位を修得又は修得する見込みであることを要します。

単位修得退学後は、任意の時期に申請することができますが、提出時期によって扱いが異なることに注意してください(③～⑤)。所定の単位を取得しないで退学した場合(中途退学)は、⑤の扱いです。

(4) 学位論文申請手続

学位を請求するものは、以下のイ)～チ)を、課程博士の場合は下記の期日までに、論文博士の場合は任意の時期に、研究科教務担当に提出してください。

イ) 学位授与申請書(1通)

ロ) 論文(3通)とその電子データ(PDFファイル)

- ・そのうち1通は、論文製本したものである必要があります。ただし、提出日の時点は簡易製本で提出することができます。その場合は、課程修了日又は学位授与日までに、論文製本したものを1通提出してください。
- ・論文の全文をインターネット上で公表できない場合は、電子データの提出に代えて、論文製本した論文1通を追加で提出してください。
- ・⑤で公刊された研究書を用いる場合は、当該書籍を3部提出してください。

ハ) 論文要旨(3通)とその電子データ(PDFファイル)

- ・4,000字を標準とします。

ニ) 論文目録(3通)

ホ) 単位修得証明書(1通)

- ・在学生(①)は不要です

ヘ) 履歴書(3通)

- ・在学生(①)は不要です。

ト) 参考論文を提出する場合は、3通を提出してください。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付する必要があります。

チ) 学位論文審査料

- ・課程博士での申請(①・②)では、不要です。

課程博士論文には希望する学位授与月に応じて、次の提出締切日が設けられています。

- (1) 3月 当該年度の12月末日
- (2) 6月 前年度の3月末日
- (3) 9月 当該年度の6月末日
- (4) 12月 当該年度の9月末日

論文や論文要旨の作成方法については、「法学研究科学位論文作成要領」に従ってください。

(5) 課程博士の学位論文の審査等

課程博士論文の審査及び最終試験は、教授会により選出された3名の審査委員（内1名を主査としますが、研究指導教員は主査とはなりません。）をもって組織する審査委員会によって行います。

審査委員会は、当該論文を中心とする公聴会を開催するものとします。

博士論文の審査及び試験は、論文を受理した日から、原則として3月以内に終了するものとします。

（6）論文博士の学位論文の審査等

博士論文の審査及び最終試験は、教授会により選出された3名の審査委員（内1名を主査）をもって組織する審査委員会によって行います。

申請者が特例単位修得退学者（③・④）の場合、審査委員会は当該論文を中心とする公聴会を開催するものとします。

学力の確認は、学位授与申請者が本専攻の課程修了者と同等以上の学力を有するかどうかについて、口述試験および筆記試験によって行います。外国語については2種類を課します。ただし、単位修得退学者で提出日において退学日から起算して3年を経過していないものが学位の授与を申請した場合（③）は、学力の確認を省略することができます。加えて、教授会が、学齢・業績等により学力の確認を行えると認めた場合は、試験の全部または一部を省略することがあります。

博士論文の審査及び試験は、論文を受理した日から原則として1年以内に終了するものとします。

4. 大学院共通教育科目履修課程

（1）研究公正 B

研究科を横断して必要となる研究倫理等の知識を獲得することを目的として、研究公正 B（1単位）を必修科目としています。1年次前期に履修し、単位修得することが期待されます。

（2）その他の大学院共通教育科目

その他の大学院共通教育科目を履修することができますが、修了に必要な単位数に算入することはできません。大学院共通教育科目の履修については、「国際基幹教育機構 開設科目要覧(大学院生用)」を参照してください。

5. 専門科目履修課程

（1）共通科目

・特殊講義

特殊講義は、当該科目と同一名称の科目であっても、内容が異なる限り、別個の授業として単位を修得することができます。ただし、修得した単位を修了要件に算入することはできません。

（2）専攻科目

専攻科目から4単位以上を修得しなければなりません。

専攻科目については、当該科目と同一名称の科目であっても、内容が異なる場合に限り、別個の授業として単位を修得することができます。

(3) 研究指導科目

研究指導科目については、それぞれの学生の研究指導教員が開講する科目を履修しなければなりません。

研究指導科目は、以下の条件を満たす者に限り、履修することができます。

① 博士研究指導 2

1 年を超えて在学し、博士研究指導 1 を修得した者

② 博士研究指導 3

2 年を超えて在学し、博士研究指導 1 及び博士研究指導 2 を修得した者

(4) 早期修了（研究指導科目の特例履修）

上記で定めた在学期間の条件を満たさない者であっても、以下の条件を満たす者については、研究指導科目の履修を許可し、それにより博士後期課程の早期修了を可能とします。

① 法科大学院修了者

法科大学院修了者は、必要とされる在学期間より 1 年を減じた期間をもって足りるものとします。この場合において、博士研究指導 1 及び博士研究指導 2 又は博士研究指導 2 及び博士研究指導 3 を並行して履修できるものとします。

② 特に優れた業績を上げた者

優れた研究業績を上げた者と教授会が特に認めた場合、在学期間にかかわらず、教授会の認めた学期に研究指導科目を履修することができるものとします。この場合において、博士研究指導 1、博士研究指導 2 及び博士研究指導 3 の全部又は一部を並行して履修することができるものとします。

6. 他研究科・他大学等の科目の履修

教育上有益と認める場合、次の科目を履修することができます。

(1) 学部・学域の授業科目

法学部あるいは他学部・学域の授業科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位数に算入することはできません。

(2) 他研究科の授業科目

他研究科の授業科目を履修することができます。教育上有益と認める場合、教授会の議を経て、修了に必要な単位の一部にすることができます。

(3) データ関連人材育成関西コンソーシアムにおいて提供される科目

データ関連人材育成関西コンソーシアムにおいて提供される科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位数に算入することはできません。

(4) 他の大学院等の科目

他の大学院等で提供される科目を履修することができます。教育上有益と認める場合、教授会の議を経て、15 単位を超えない範囲で、修了に必要な単位の一部にすることができます。

(5) 留学先で提供される科目

研究科が認める留学をした者が留学先大学院で修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本専攻の対応する授業科目の単位を履修したものとみなすことができます。修得単位認定願と関連する文書を提出する必要がありますので、研究科教務担当まで申し出てください。

(6) その他、教授会において特に有益と認める科目

その他、教授会において特に有益と認める科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位数に算入することはできません。

7. 教育職員免許状の取得

法学政治学専攻の大学院生の教員免許取得に関する詳細は、希望者にのみ別途資料を配付するので、研究科教務担当まで申し出てください。

別表2 博士後期課程 標準履修課程表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		
				必修	選択	自由
大 学 院 共 通 教 育 科 目		研究公正 B	1	1		
		大学院キャリアデザイン演習B	1			2
		大学院キャリア形成論 ― 学問・大学と社会B	1			1
		ビジネス企画実践演習	1			2
		スタートアップ&ビジネス戦略事例研究	1			1
		事業化コンサルティング演習	1			1
		知的財産戦略演習	1			1
		アイデア発想力養成演習	1			1
		マネジメント&マーケティング演習	1			1
		Marketing and Management for Innovative Products/Services	1			1
		ベンチャービジネス&アントレプレナーシップ基礎演習	1			1
		リーダーシップ&チームマネジメント演習	1			1
		企業インターンシップ実践演習	1			2
		企業連携研究リーダー実践演習	1			2
		医療の品質管理 B	1			2
		グローバル経営特論B	1			2
		バイオデザインB	1			2
		人権問題B	1			2
		大学教育基礎演習B	1			1
		大学教育実践演習	1			1
共通科目		特殊講義	1・2・3		2	
専 攻 科 目	学基礎 領域法	法理論研究	1・2・3		2	
		法制史研究	1・2・3		2	
		外国法研究	1・2・3		2	
	実定 法領域	公法研究	1・2・3		2	
		刑事法研究	1・2・3		2	
		民事法研究	1・2・3		2	
		社会法研究	1・2・3		2	
		国際関係法研究	1・2・3		2	
	政治 学領域	政治理論研究政治	1・2・3		2	
		過程研究	1・2・3		2	
		政治外交史研究	1・2・3		2	
		国際政治研究	1・2・3		2	
行政学研究		1・2・3		2		
研究指導 科目		博士研究指導 1	1	4		
		博士研究指導 2	2	4		
		博士研究指導 3	3	4		
修了要件及び履修方法						
【修了要件】 履修方法に示す1 および2 の履修により、17 単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること						
【履修方法】 1. 大学院共通教育科目 必修 1 単位 2. 専門科目 16 単位以上 (1) 研究指導科目 必修 12 単位 (2) 専攻科目 選択 4 単位						

研究指導計画書

- ・ 1 年次 先行研究を踏まえて、博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について自ら検討する。
- ・ 2 年次 学術的意義や新規性を見据えて、博士論文の執筆計画を作成する。
- ・ 3 年次 博士論文の執筆を自立的に進捗させ、3 年次 1 2 月までに提出する。

III. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

令和3年 12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。
 - ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
 - ・ グループ内での確認体制の構築
 - ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
 - ・ グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

（研究活動）

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうることが自覚する。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報の管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

- 18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

- 19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。

- ・ 研究倫理の確立
- ・ 研究者倫理の向上
- ・ 研究環境の整備
- ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
- ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

- 20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

- 1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

IV. 規則

1. 法学研究科 学位審査規則

第6編 大学院（法学政治学専攻）
【学位審査規則】

制 定 令 5. 1 1. 2 2

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 大阪公立大学大学院法学研究科において行う学位論文の審査、最終試験その他の学位に関し必要な事項は、大阪公立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び大阪公立大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、「課程博士」とは、大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻博士後期課程を修了する者及び大学院学則第36条第2項の規定により退学後に提出する者の博士の学位をいう。

2 この規則において「論文博士」とは、法学研究科において審査を行うこととされた、大学院学則第37条第3項の規定による博士の学位をいう。

第2章 修士の学位申請

（修士論文の提出要件）

第3条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）を提出する者は、学位規程第4条第1項の要件を満たし、かつ、提出日において、次に掲げる博士前期課程の所属プログラムに応じ、当該各号に定める科目を履修又は修得していなければならない。

- （1）理論研究プログラム 修士研究指導1及び修士研究指導2
- （2）課題展開プログラム 課題論文指導

（修士学位の申請手続）

第4条 修士の学位を受けようとする者は、次に掲げる書類等を、研究科長に提出しなければならない。

- （1）学位授与申請書 1通
- （2）修士論文 正本1通及び副本2通
- （3）論文内容の要旨 3通

2 参考論文を提出する場合は、正本3通を提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

(修士学位の申請期限)

第5条 申請者は、当該年度の1月末日までに、前条に定める書類等を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、9月に学位の授与を受けようとする者は、当該年度の5月末日までに申し出の上、前項に定める書類等を7月末日までに提出しなければならない。

(修士論文の様式等)

第6条 修士論文及び論文内容の要旨の様式等については、別に定める学位論文作成要領によらなければならない。

第3章 課程博士の申請

(課程博士論文の提出要件)

第7条 博士後期課程に在学している者は、学位規程第4条第2項の要件を満たし、かつ、提出日において、博士研究指導1、博士研究指導2、及び博士研究指導3を履修又は修得している場合に、博士の学位論文（以下この章において「課程博士論文」という。）を提出することができる。

2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、法学研究科法学政治学専攻履修規則第22条の2第2項の願い出を認められた場合、学位規程第4条第3項に該当するものとし、提出日において、退学後9月を経過していない場合に、課程博士論文を提出することができる。

(課程博士の申請手続)

第8条 課程博士の学位を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位授与申請書 1通

(2) 課程博士論文 正本3通及び電子データ（ただし、インターネット上で論文の全文を公表できない場合は、電子データを除く。）

(3) 論文目録 1通

(4) 論文内容の要旨 3通及び電子データ

2 前条第2項に該当する者は、前項に規定する書類等のほかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 単位修得証明書 1通

(2) 履歴書 3通

3 参考論文を提出する場合は、正本3通を提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

(課程博士の申請期限)

第9条 申請者は、次に掲げる学位の授与月に応じ、当該各号に定める期日までに、前条に定める書類等を提出しなければならない。

(1) 3月 当該年度の12月末日

- (2) 6月 前年度の3月末日
- (3) 9月 当該年度の6月末日
- (4) 12月 当該年度の9月末日

(課程博士論文の様式)

第10条 課程博士論文、論文目録及び論文内容の要旨の様式等については、別に定める学位論文作成要領によらなければならない。

第4章 論文博士の申請及び学力の確認

(論文博士の申請手続)

第11条 論文博士の学位を受けようとする者は、学位規程第5条第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定に従い、次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 学位授与申請書 1通
 - (2) 学位論文 正本3通及び電子データ（ただし、インターネット上で論文の全文を公表できない場合は、電子データを除く。）
 - (3) 論文目録 3通
 - (4) 論文内容の要旨 3通及び電子データ
 - (5) 単位修得証明書 1通（本研究科博士後期課程又は大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程に在学していた者に限る）
 - (6) 履歴書 3通
 - (7) 学位論文審査料
- 2 参考論文を提出する場合は、正本3通を第1項に定める書類等とあわせて提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

(論文博士の申請期限)

第12条 学位の申請時期は、任意とする。

(論文博士にかかる学位論文の様式等)

第13条 学位論文及び論文内容の要旨の様式等については次に掲げる通りとする。

- (1) 学位論文の分量 研究書1冊相当程度
 - (2) 学位論文の様式 自由
 - (3) 論文目録 自由
 - (4) 論文内容の要旨 4,000字程度
- 2 前項の規定にかかわらず、本研究科博士後期課程（大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程を含む。）に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者（以下「単位修得退学者」という。）のうち、退学後5年を経過していない者（以下「特例単位修得退学者」という。）が提出する学位論文、論文目録及び論文内容の要旨の様式等については、第10条の規定を準用することができるものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、申請者が本研究科の博士後期課程修了者と同等以上の学力を有するか否かについて、口述試験及び筆記試験により行う。

2 研究科教授会において、学力の確認を行う科目（外国語を含む。）及び学力の確認を行う者を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者の学歴及び業績等により、学力を確認できるときには、学力の確認の全部又は一部を省略することができる。

4 単位修得退学者が、退学後3年以内に論文博士の学位の授与を申請したときは、学力の確認を省略することができる。

5 前2項に規定する学力の確認の省略は、次条に規定する審査委員会の設置とあわせて、研究科教授会において決定するものとする。

第5章 審査及び公表

(審査委員会の設置)

第15条 研究科教授会は、学位論文が受理されたときは、遅滞なく、学位規程第8条に規定する審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、研究科教授会において指名する教授3名以上の審査委員をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会において特に認めるときは、准教授を、1名に限り審査委員に充てることができる。

4 研究科教授会において必要があると認めるときは、前2項に定める審査委員のほかに、次に掲げる者を加えることができる。

(1) 本研究科の准教授及び講師

(2) 他の研究科等の教授、准教授及び講師

(3) 他の大学院の教授

(4) 研究所等の教員等

5 審査委員会に主査を置き、第2項及び第3項に定める審査委員のうちから研究科教授会において指名する者をもって充てる。ただし、申請者の研究指導教員は主査となれない。

(審査委員会及び主査の任務)

第16条 審査委員会は、主査が主催し、学位規程第9条、第11条及び第12条の規定に従い、学位論文の審査、最終試験及び学位論文審査結果の要旨等の報告を行う。

2 学位論文の審査基準は、別に定める。ただし、論文博士のうち、特例単位修得退学者以外が提出した学位論文については、その主題に関して従来の研究水準を引き上げ、又は独創的な研究によって新領域を開拓したものであることを要するものとする。

3 審査委員会は、修士及び課程博士の学位論文については、課程の修了判定に支障を来さない期日までに審査を完了するものとし、論文博士の学位論文については、原則として、提出後1年以内に審査を完了するものとする。

(公聴会)

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、課程博士の学位論文及び特例単位修得退学者が提出した論文博士の学位論文の審査及び最終試験は、公聴会により行うものとする。

2 公聴会は、あらかじめ本研究科内の掲示板に告知周知のうえ、一般に公開する。告知は、少なくとも、公聴会の2週間前までに行わなければならない。

3 公聴会は、主査を含む2人以上の審査委員及び申請者が出席しなければ開くことができない。

4 主査は、公聴会の議長となり、議事進行について一切の権限と責任をもつ。

(研究科教授会の審議)

第18条 研究科教授会において学位授与の審議を行うときは、教授会構成員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 修士及び博士の学位の授与は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。

3 前項の投票は、個別に行うものとする。ただし、修士の学位授与にあつては、単一の投票用紙に連記して行うことができるものとする。

(博士の学位論文内容の公表)

第19条 博士の学位論文の公表については、「大阪公立大学学位論文の公表に関する取扱要領」の定めによるものとする。

附 則 (制定 令5. 2. 22)

1 この規則は、令和5年2月22日から施行する。

2 「法学研究科修士の学位審査実施要項」、「法学研究科課程博士の学位審査実施要項」及び「法学研究科論文博士の学位審査実施要項」は廃止する。

附 則 (制定 令5. 11. 22)

この規則は、令和5年11月22日から施行する。

2. 法学研究科 学位論文評価基準

第6編 大学院（法学政治学専攻）
【学位論文評価基準】

令和4年3月20日教授会承認

法学研究科の学位論文評価基準は、以下のとおりである。

（修士論文）

修士論文は、専攻分野における学術的課題の把握と一定程度の研究遂行能力を示すことにより合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

- 1 当該研究領域における学術的意義が認められること。
- 2 資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- 3 適切な表記・表現が用いられていること。
- 4 論理的整合性が保持されていること。

（博士論文）

博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すことにより合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

- 1 当該研究領域における高度の学術的意義が認められること。
- 2 資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- 3 適切な表記・表現が用いられていること。
- 4 論理的整合性が保持されていること。

附 則 （制定 令4. 3. 20）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

3. 法学研究科 学位論文作成要領

第6編 大学院（法学政治学専攻）
【学位論文作成要領】

法学研究科 学位論文作成要領

制 定 令4. 2. 22

最近改正 令7. 5. 27

法学研究科における学位論文は、次の要領により製本のうえ提出すること。

1 論文の字数（枚数）

（1）修士論文

① 理論研究プログラム

4万字（400字詰原稿用紙100枚）以上とすること。

② 課題展開プログラム

2万字（400字詰原稿用紙50枚）以上とすること。

（2）博士論文

① 課程博士論文

10万字（400字詰原稿用紙250枚）以上とすること。

② 論文博士の学位論文

自由（研究書1冊程度。）

2 論文の書式

（1）修士論文及び課程博士論文は次の各号に掲げる様式に従うこと。

① 論文の書式は、縦書、横書いずれでもよい。行間隔は充分空けて読みやすくすること。

② 手書きの場合は、B4版400字詰原稿用紙を使用して、A3版に拡大すること。

③ パソコン等で作成の場合は、次の様式を標準とし、論文の冒頭に署名を付すること。ただし、署名欄の氏名は自署しなければならない。

縦書は、各頁 50字×20行（片面印刷）

横書は、各頁 40字×25行（片面印刷）

④ 論文は、すべてA4版の大きさに製本したうえで提出すること。

論文には、表題紙をつけること。表題紙は、別紙1「ひな型」を参照すること。

⑤ 提出する論文は、指定された方法で必要部数を製本すること。1通は、課程修了日又は学位授与日までに論文製本して提出する必要がある、論文製本の表紙、背表紙は「ひな型」を参照すること。クロスはなるべく濃紺色とすること。

⑥ 印刷公表された論文の場合は、そのままでよい。

（2）論文博士の学位論文の様式は自由とする。

3 学位授与申請書の提出数

（1）学位論文の提出とともに、学位授与申請書を1通提出すること。

（2）学位授与申請書は、提出する学位論文の種別に応じて、別紙2に示した様式に従うこと。

4 論文提出数

（1）修士論文

：3通（そのうち1通は論文製本）

※論文製本が必要な1通も提出日の時点では、簡易製本で提出することができるものとする。その場合は、博士前期課程修了日までに論文製本して提出すること。

（2）課程博士論文

：3通（そのうち1通は論文製本）及び電子データ（PDFデータ化したもの）

※論文製本が必要な1通も提出日の時点では、簡易製本で提出することができるものとする。その場合は、課程修了又は学位授与日までに論文製本して提出すること。

※論文の全文をインターネット上で公表できない場合は、電子データの提出に代えて、論文製本した論文1通を追加して提出すること。

（3）論文博士の学位論文

：3通（そのうち1通は論文製本）及び電子データ（PDFデータ化したもの）

※論文製本が必要な1通も提出日の時点では、簡易製本で提出することができるものとする。その場合は、学位授与日までに論文製本して提出すること。

※公刊した研究書を用いる場合は、当該書籍を3部提出すること。

※論文の全文をインターネット上で公表できない場合は、電子データの提出に代えて、論文製本した論文1通を追加して提出すること。

5 論文要旨の提出数（論文要旨は、A4版片面で作成すること。）

（1）修士論文要旨：3通（2,000字を標準とする。）

（2）課程博士論文要旨：3通（4,000字を標準とする。）及び電子データ（PDFデータ化したもの）

（3）論文博士の学位論文要旨：3通（4,000字を標準とする。）及び電子データ（PDFデータ化したもの）

附 則 （制定 令4.2.22）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （制定 令5.2.22）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （制定 令7.5.27）

この要領は、令和7年5月27日から施行する。

別紙1 学位論文ひな型

修士学位論文（ひな型）

〈背表紙〉	〈表題紙〉
↑ 2.5 cm ↓ ↑ 18.5 cm ↓ ↑ 4.0 cm ↓ ↑ 5.0 cm ↓ 20×× 年度 論文の題目 大阪公立大学法学研究科法学政治学専攻修士論文 氏 名 ※ラベル貼用 スペースを必ず あけること ← (学位授与年度を記入)	法学研究科法学政治学専攻 修士論文 論文の題目 (学位授与年度を記入) ↓ 20××年度 学籍番号 氏名

※論文製本の表紙は特に指定しない。

課程博士学位論文（ひな型）

〈背表紙〉

〈表題紙〉

↑ 2.5 cm	論文の題目	
↓ ↑		
18.5 cm		
↓ ↑	氏 名	(学位授与年度を記入) ↓ 20××年度
↓ ↑		学籍番号 氏名
5.0 cm		
↓	※ラベル貼用 スペースを必ず あけること	

※論文製本の表紙には「論文の題目」「氏名」のみを印字すること。

別紙2 学位授与申請書様式

1. 修士

学 位 授 与 申 請 書

		年 月 日
大阪公立大学長		
	法学研究科博士前期課程	
	学籍番号	
	氏名	
大阪公立大学学位規程第5条第1項の規定により修士（法学）の学位の授与を申請します。		

2. 課程博士（在学中の提出）

学 位 授 与 申 請 書

		年 月 日
大阪公立大学長		
	法学研究科博士後期課程	
	学籍番号	
	氏名	
大阪公立大学学位規程第5条第2項の規定により博士（法学）の学位の授与を申請します。		

3. 課程博士（単位取得退学後の提出）

学 位 授 与 申 請 書

大阪公立大学長	年 月 日
	法学研究科博士後期課程 学籍番号
	氏名
大阪公立大学学位規程第5条第3項の規定により博士（法学）の学位の授与を申請します。	

4. 論文博士

学 位 授 与 申 請 書

大阪公立大学長	年 月 日
	氏名
大阪公立大学学位規程第5条第4項の規定により博士（法学）の学位の授与を申請します。	
職 名	紹介教員名（自署）

V. 付録

1. 大阪公立大学法学会会則

制 定 昭 24. 4. 1
最近改正 令 4. 2. 8

(名 称)

第 1 条 本会は、大阪公立大学法学会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を大阪公立大学法学部におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、法学・政治学に関する研究・教育及びその助成を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「法学雑誌」の発行
- (2) 「法学叢書」の編集
- (3) 研究会の開催
- (4) その他、評議員会において適当と認めた事業

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 正 会 員 法学研究科の専任教員及び特任教員
- (2) 名誉会員 下の各号に該当する者
 - ① 大阪市立大学法学部又は法学研究科の名誉教授
 - ② 法学研究科の名誉教授
 - ③ 本会に特別の寄与をした者であって評議員会が認めた者
- (3) 賛助会員 本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者
- (4) 学生会員 法学部学生並びに法学研究科学生及び研究生
- (5) 特別会員 下の各号に該当する者で、入会を希望し、評議員会が認めた者
 - ① 法学研究科又は大阪市立大学法学部若しくは法学研究科の専任教員であった者
 - ② 法学部又は法学研究科の非常勤講師(基幹教育科目の法学・政治学関係科目の担当者を含む。)
 - ③ 法学研究科又は大阪市立大学法学研究科に在学した者で、法学・政治学関係の研究職、専門職にある者
 - ④ その他、前各号の規定に準じる者で正会員より推薦があった者

(評 議 員 会)

第 6 条 本会に評議員会をおく。

- (1) 評議員会は、正会員で構成する。但し、法学研究科の

特任教員は、この限りでない。

- (2) 評議員会は、随時会長がこれを招集する。
- (3) 評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他重要事項の決定を行う。
- (4) 評議員会は、評議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- (5) 評議員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

(役 員)

第 7 条 本会の会務を処理するため次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 編集・研究会委員 4 名
- (3) 庶 務 委 員 4 名
- (4) 会 計 委 員 1 名
- (5) 会 計 監 査 委 員 1 名

2 役員は、評議員会において互選する。役員の任期は 2 年とする。ただし、重任を防げない。

(事務担当者)

第 8 条 会長は、本会の事務を処理するため、事務担当者を委嘱することができる。

(会 費)

第 9 条 会員は、本会に、次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

- (1) 正 会 員 年額 16,800 円
- (2) 賛助会員 年額 法人 1 口 30,000 円
個人 1 口 30,000 円
- (3) 学生会員 年額 5,000 円
(入学時に標準年数分一括納入)
- (4) 特別会員 年額 5,000 円

(会 計 年 度)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の改正)

第 11 条 本会則の改正は、評議員会の議決による。ただし、この議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則 (略)

2. 教員名簿

○教員【研究科・学部】

研究科長・学部長 教 授 手塚 洋輔

(基礎法学)

日本法制史 教 授 安竹 貴彦
英米法 教 授 勝田 卓也
ドイツ法 教 授 守矢 健一
アジア法 教 授 王 晨

(公法・社会法)

憲法 教 授 高田 倫子
憲法 准 教 授 北村 幸也
行政法 准 教 授 佐藤 悠広
租税法 教 授 酒井 貴子
国際法 教 授 中井 愛子
国際経済法 准 教 授 山下 朋子
刑法 教 授 三島 聡
刑法 教 授 金澤 真理
刑法 准 教 授 徳永 元
刑事訴訟法 准 教 授 松倉 治代
労働法 教 授 根本 到
社会保障法 准 教 授 川村 行論

(私法)

民法 教 授 森山 浩江
民法 教 授 杉本 好央
民法 教 授 坂口 甲
民法 准 教 授 藤井 徳展
民法 准 教 授 吉原 知志
商法 教 授 高橋 英治
商法 教 授 小柿 徳武
商法 准 教 授 仲 卓真
民事訴訟法 教 授 鶴田 滋
民事訴訟法 准 教 授 岡成 玄太

(政治・行政学)

政治学 教 授 永見 瑞木
比較政治学 教 授 稗田 健志
政治学史 教 授 宇羽野明子
欧州政治外交史 教 授 野田 昌吾
国際政治 教 授 永井 史男
行政学 教 授 手塚 洋輔

(実務家教員)

民事法 特任教授 原田 裕彦

民事法
民事法
民事法
民事法
民事法
刑事法
刑事法

特任教授
特任教授
特任教授
特任教授
特任教授
特任教授
特任教授

山本 健司
溝渕 雅男
塩見 卓也
永田 貴久
安田 善紀
高見 秀一
杉本 吉史

○非常勤講師

(学部)

日本近代法制史
西洋法制史
ローマ法
民法第2部(物権)
商法第1部(総則・商行為)
金融商品取引法
金融商品取引法
金融商品取引法・法曹実務入門
経済法
国際経済法
国際組織法
フランス法
政治過程論
公共政策論
知的財産法
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法学政治学計量分析
法政2年次演習

小野 博司
佐藤 団
飛世 昭裕
金丸 義衡
北村 雅史
梅本 剛正
針生 正則
池田 聡
植村 吉輝
平 覚
桐山 孝信
松本 英実
品田 裕
上川龍之進
赤松 俊治
川上 博之
田中 幸佑
安藤 良平
富田 真平
加納 淳子
松田 真紀
玉野まりこ
仲岡しゅん
高橋 幸平
田渕 大介
神田 洋一
西 耕平
澤村 航

大阪大学大学院高等私法研究科
京都大学大学院法学研究科
帝塚山大学法学部
甲南大学法学部
関西大学法務研究科
甲南大学全学共通教育センター
株式会社大阪取引所
中之島シティ法律事務所
阪南大学経済学部
大阪市立大学名誉教授
大阪公立大学名誉教授
青山学院大学法学部
神戸大学大学院法学研究科
大阪大学大学院法学研究科
プログレ法律特許事務所
ゼラス法律事務所
中央総合法律事務所
荒鹿法律事務所
きづがわ共同法律事務所
第一法律事務所
うるわ総合法律事務所
法律事務所つむぎ
うるわ総合法律事務所
梅田総合法律事務所
田渕総合法律事務所
シャープ株式会社
神戸大学大学院法学研究科博士後期課程

(研究科)

外国法研究
人権の基礎理論・公法理論の展開
行政活動と法・公法総合演習B
公法理論の展開
民事訴訟法総合演習
民事法総合演習・中小企業向け法律相談
刑事法理論の展開
公法系訴訟実務の基礎

高田 篤
渡邊 賢
重本 達哉
松戸 浩
高田 昌宏
草尾 光一
川崎 英明
山下 侑士

追手門学院大学法学部
大阪公立大学名誉教授
同志社大学法科大学院
立教大学大学院法務研究科
早稲田大学大学院法務研究科
草尾法律事務所
関西学院大学名誉教授
共栄法律事務所

民事模擬裁判	辰田 昌弘	辰田法律事務所
民事模擬裁判・中小企業向け法律相談	高橋 幸平	梅田総合法律事務所
中小企業向け法律相談	小原 正敏	きつかわ法律事務所
中小企業向け法律相談	道上 達也	北門総合法律事務所
法哲学	早川 のぞみ	桃山学院大学法学部
環境法	曾和 俊文	関西学院大学名誉教授
消費者法	坂東 俊矢	京都産業大学法学部
経済法 1・経済法 2・経済法演習	湊川 和彦	慶應義塾大学法学部
金融・保険法	石田 眞得	関西学院大学法学部
民事執行・保全法	仲田 哲	仲田哲法律事務所
国際財産法・国際家族法・国際民事手続法	国友 明彦	大阪公立大学名誉教授
法社会学・中小企業法	阿部 昌樹	大阪公立大学名誉教授
中小企業法	生熊 長幸	大阪市立大学名誉教授
中小企業法	白出 博之	名古屋経済大学
中小企業法	岡本 岳	岡本・豊永法律事務所
中小企業法	和久井理子	京都大学大学院法学研究科
中小企業法	中原 茂樹	関西学院大学司法研究科
中小企業法	赫 高規	関西法律特許事務所
中小企業法	高橋 眞	大阪市立大学名誉教授

3. 教員の略歴と主要研究業績

紹介項目

略歴と主要研究業績

1. 略歴

- ① 出身地
- ② 出身大学・大学院
- ③ 職歴
- ④ 海外研究歴

2. 主要研究業績

- ・「マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別」法学雑誌 70 巻 1 号 1-51 頁 (2023)
- ・「アメリカ刑事陪審制度研究の展望」家本真実他編『岐路に立つ市民の司法参加制度：英米の陪審制度から日本の裁判員制度を考える』25-58 頁 (日本評論社、2023)
- ・「銃規制違憲判決に見る法の支配の危機」ジュリスト 1579 号 110-115 頁 (2022)
- ・「暴力と反動のアメリカ法」『現代思想』48 巻 13 号 285-291 頁 (2020 年 10 月臨時増刊号)
- ・「マーベリ判決の神話」法學新報 119 巻 9・10 号 149-199 頁 (2013)

安竹貴彦 教授

1. 略歴

- ①大阪府生まれ ②1986 年大阪市立大学法学部卒業、1991 年同大学法学研究科後期博士課程単位取得退学
- ③1991 年同大学助教授、2002 年同大学法学研究科教授

2. 主要研究業績

- ・『よくわかる日本法制史』(岩谷十郎・松園潤一郎・高田久実編)分担執筆(ミネルヴァ書房、2025)
- ・『青林書院 日本法制史』(浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編)分担執筆(2010)
- ・『大阪「断刑録」—明治初年の罪と罰』(牧英正法学部名誉教授との共著、阿吡社、2017)
- ・「紀州藩の生命刑と牢番頭—『国律』成立以前を中心に(「部落問題研究」201 号、2012)
- ・「紀州藩の追放刑と牢番頭」(社団法人和歌山人権研究所「紀要」第 4 号、2013)
- ・「18 世紀半ば～19 世紀初めにおける大坂町奉行所の捜査・召捕とその補助者」(『近世大坂と被差別民社会』所収、清文堂、2015)
- ・「18 世紀前半における紀州藩の広域捜査—牢番頭家文書からうかがう—」(『幕藩法の諸相』所収、汲古書院、2019)
- ・「『諸吟味書』の世界—明治初年大阪府の断獄」(『周縁的社会集団と近代』所収、清文堂出版、2023)

勝田卓也 教授

1. 略歴

- ①東京都 ②1993 年早稲田大学法学部卒業、1996 年早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了 ③1997 年早稲田大学法学部助手、2002 年本学助教授(2007 年より准教授)、2012 年本学教授 ④1999-2001 年ヴァージニア大学ロー・スクール客員研究員

2. 主要研究業績

著書:

- ・『アメリカ南部の法と連邦最高裁』1-301 頁 (有斐閣、2011)

論文:

守矢健一 教授

1. 略歴

- ①東京都生まれ ②1993 年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程(基礎法学)修了、1997 年同大学院法学政治学課程中退 ③1997 年 4 月大阪市立大学法学部助教授 2008 年 4 月同教授 ④1994 年 1 月より 1996 年 9 月まで、ドイツのフランクフルトにある Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte にて研究、2003 年法学博士号を取得(フランクフルト大学法学部)、2006 年ドイツ連邦共和国より功勞勲章功勞十字小綬章を受ける。2009 年 8 月より同年 10 月まで、Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte にて、フンボルト財団奨学生として在外研究。その後、2009 年 11 月より 2010 年 9 月まで、ゲーテ大学(フランクフルト)において、2022 年 5 月より 8 月までチューリヒ大学(スイス・チューリヒ)において、客員教授として、近代法史(ヨーロッパおよび日本)の研究と教育に従事した。2015 年 5 月にはパリ・フランスの EHESS において、招聘研究員として研究と教育に従事した。

2. 主要研究業績

著書:

- ・Savignys Gedanke im Recht des Besitzes. Studien zur europäischen Rechtsgeschichte 164. Savignyana 6. Frankfurt am Main: Klostermann 2003. XII + 262 S. (これには、ドイツで 2 本、フランスで 1 本、日本で 1 本の書評がある。)

共著:

- ・『ドイツ法入門』(改訂第 9 版 2018 年、有斐閣) 村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ

共編著:

- ・「法発展における法ドグマティックの意義——日独シンポジウム」(2011 年、信山社) (松本博之、野田昌吾と共編著)
- ・「グローバル化と社会国家原則——日独シンポジウム」(2015 年、信山社) (高田昌宏、野田昌吾と共編著)
- ・「法における伝統と革新——日独シンポジウム」(2020 年、信山社) (高田昌宏、野田昌吾と共編著)

論文:

- ・「古典的な法源解釈の輪郭」民商法雑誌第 160 巻第 3 号

(2024)、382-414 頁所収。

・書評論文だが、Neumeier, Christian, Kompetenzen. Zur Entstehung des deutschen oeffentlichen Rechts, 2022, in: ZRGG 141 (2024), 592-600.

そのほか、Savigny 研究、裁判イメージの研究、学問の自由論の仕事がある。現在は、1900 年前後の nexum 論についての学説史を追っている。

翻訳(一つだけ挙げる):

・ロルフ・シュテュルナー「古典的自由主義と現代民事訴訟」民商法雑誌 148 巻(2013)、1-33 頁所収。

王 晨 教授

1. 略歴

①中国浙江省臨海市生まれ ②京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士課程単位取得退学 ③京都大学法学部助手を経て、1993 年より大阪市立大学法学部助教授、1996 年京都大学博士(法学)学位取得、2002 年大阪市立大学法学部教授 ④1999 年～2000 年、パークレー大学で在外研究

2. 主要研究業績

主著:

・『社会主義市場経済と中国契約法』(単著 有斐閣 1999 年)

・『グローバル化のなかの現代中国法』(共著 成文堂 2003 年)

・『市場社会の変容と金融・財産法』(共著 成文堂 2009 年)

・『要説中国法』(共著 東京大学出版会 2017 年)

・『東亜侵權法示範法法理闡釈』(共著 北京大学出版社 2018 年)

主論文:

・「中国契約法典制定過程から見た自由と正義」法学雑誌48 巻4号(2002 年)

・「現代中国における『物権』の再発見」法学雑誌51巻4号(2005 年)

・「中国民法の規制対象及び基本原則について」JCA ジャーナル 56 巻 7 号(2009 年)

・「中国不法行為責任法典の現代化」JCAジャーナル第57 巻5号(2010 年)

・「現代中国における人格権法の復興」JCAジャーナル第58 巻 9 号(2011 年)

・「中国民法典の編成をめぐる論争」JCAジャーナル第59 巻 7 号(2012 年)

・「中国法における医療損害責任」法学雑誌 60 巻 3・4 号(2014 年)

・「中国における約款の規制」JCA ジャーナル第 61 巻 11 号(2014 年)

・「インターネット上の人格権侵害とネットワークサービス提供者の責任」JCA ジャーナル第 62 巻 7 号(2015 年)

・「中国民法総則における訴訟時効制度の整備」JCA ジャーナル第 64 巻 9 号(2017 年)

・「中国医療訴訟における医療損害責任法の展開」JCA ジャーナル第 65 巻 11 号(2018 年)

・「中華人民共和国民法典 第一編 総則」法学雑誌第 68 巻 4 号(2022 年)

翻訳と解説:

・「中華人民共和国民法典 第二編 物権(1)」法学雑誌第 69 巻 1 号(2022 年)

・「中華人民共和国民法典 第二編 物権(2)」法学雑誌第 69 巻 2 号(2022 年)

・「中華人民共和國個人情報保護法」法学雑誌第 69 巻 3・4 号(2023 年)

・「中華人民共和国民法典 第三編 契約(1)」法学雑誌第 70 巻 3・4 号(2024 年)

高 田 倫 子 教授

1. 略歴

①茨城県生まれ、大阪府堺市出身 ②2005 年大阪大学法学部卒業、2007 年大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2013 年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了〔博士(法学)〕 ③2013 年～2014 年大阪大学大学院法学研究科助教、2014 年～2018 年中京大学法学部准教授、2018 年～大阪市立大学大学院法学研究科准教授 ④2009 年～2011 年ドイツ・ブツェリウス・ロースクール留学(DAAD 奨学生)、2018 年～2019 年ドイツ・ブツェリウス・ロースクール留学(フンボルト財団奨学生)

2. 主要研究業績

主論文:

・「行政裁量の法構造的把握—H. Kelsen による法学的方法の展開とその現代的意義」阪大法学 58 巻 6 号 1405-143 頁(2009 年)

・「ドイツ行政裁量論における憲法の構造理解とその変遷(1)～(3・完)—行政に対する司法の地位に関する一考察—」阪大法学 62 巻 2 号 487-510 頁、同 5 号 1443-1465 頁、同 6 号 1783-1803 頁(2012～2013 年)

・「行政による法の適用の再構成(1)～(2・完)—ドイツにおける規整裁量をめぐる論争を手がかりに—」中京法学 50 巻 2 号 63-114 頁、同 3・4 号 273-304 頁(2015～2016 年)

・「ドイツにおける法段階説の受容と展開—『裁判官による法形成』を巡る議論の一断面—」中京法学 51 巻 4 号 109-142 頁(2017 年)

・「行政訴訟における事実認定の審査とその限界(1)～(2・完)」法学雑誌 68 巻 3 号 324-347 頁(2021 年)、同 69 巻 2 号(2022 年)

北 村 幸 也 准教授

1. 略歴

①大阪府堺市生まれ ②2010 年大阪大学法学部法学科卒業、2012 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)専門職学位課程修了(同年司法試験合格)、2016 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後

期課程修了 ③2016 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2017 年京都工芸繊維大学基盤科学系助教、2023 年同准教授、2024 年より大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著：

・『裁判と法律のあいだ——ドイツ憲法の視角から——』（成文堂、2020 年）

主論文：

・「法解釈における「立法者意思」と立法資料——ドイツ法の現状分析と日独比較」京都工芸繊維大学学術報告書 15 巻（2023 年）47-76 頁
・「現代ドイツの「密かな革命」？——法解釈方法論の憲法的意義をめぐって」文明と哲学 10 号（2018 年）217-233 頁

佐 藤 悠 広 准教授

1. 略歴

①青森県生まれ、宮城県育ち ②2018 年京都大学法学部卒業、2020 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了、2024 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了 ③2024 年京都大学大学院法学研究科特定助教 ④なし

2. 主要研究業績

・「開発許可の条件と地目の認定」（最判平成 31 年 4 月 9 日判時 2423 号 17 頁の判例評釈）行政法研究 38 号 139 頁（2021 年）
・「行政行為の附款論」（博士論文）未公表

酒 井 貴 子 教授

1. 略歴

①京都府生まれ ②1995 年横浜市立大学卒業、1996 年京都大学大学院修士課程修了、2007 年京都大学大学院博士後期課程修了 ③2002 年京都大学大学院研究助手、2003 年大阪府立大学専任講師、2007 年大阪府立大学准教授、2018 年大阪府立大学教授 ④2012 年アメリカ合衆国ニューヨーククロススクール在外研究

2. 主要研究業績

主著：

・『法人課税における租税属性の研究』（成文堂、2011 年）。
・『租税法』（共著）（日本評論社、2020 年）。
・『租税法（第 4 版）』（共著）（有斐閣、2023 年）。

主論文：

・「アメリカ州売上税等における近年の動向」租税研究 896 号 50 頁（2024 年）
・「米国法人所得課税における非対称的扱いの再検討」渋谷雅弘他編著『水野忠恒先生古稀記念論文集公法・会計の制度と理論』481 頁（中央経済社、2022 年）
・「近時における消費税法の改正と課題—軽減税率と適格請求書等保存方式を中心に」租税法研究 49 号 21 頁（2021 年）。

・「オーストラリア所得税法における一般的租税回避否認規定」税法学 577 号 99 頁（2017 年）。
・「法人グループの持株要件とその課税問題—「みせかけ連結」を素材として」税法学 566 号 207 頁（2011 年）。

中 井 愛 子 教授

1. 略歴

①広島県生まれ ②1998 年中央大学法学部卒業、2017 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程後期課程修了 ③2017 年外務省経済局国際経済紛争処理室、京都大学特定助教 ④2002 年-2003 年フランス共和国ストラスブール大学大学院、2003-2004 年フランス共和国パリ第 I 大学大学院、2004-2006 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学大学院留学

2. 主要研究業績

・主要著書

・『国際法の誕生—ヨーロッパ国際法からの転換』（京都大学出版会、2020 年）
・江島晶子編『グローバルな立憲主義と憲法学』講座 立憲主義と憲法学、第 6 巻（信山社、2024 年）、担当部分第 3 章
・Guerrero, J. C., ed., *Perspectivas multidisciplinares sobre la Argentina contemporánea* (Universidad Nacional de Córdoba, 2019)、担当部分第 2 章、pp.51-68.

主論文：

・「米州の国家承認・政府承認ドクトリン：10 ドクトリン、3 条約、2 条約草案、4 決議からの考察」、『法学新報』、第 128 巻 10 号、pp.459-484、2022 年
・「南米の批判的国際法学—欧州普遍主義と脱植民地化後の国際法」、世界法学会編、『世界法年報』、第 40 巻、pp. 47-76、2021 年
・「外交的庇護をめぐる法的論点と展望」、国際法学会編、『国際法外交雑誌』、第 117 巻 2 号、pp. 164-193、2018 年
・「19 世紀の人道のための干渉の理論の再検討」、岩沢雄司・中谷和弘責任編集、『国際法研究』、第 1 号、pp.51-83、2013 年

山 下 朋 子 准教授

1. 略歴

①京都府生まれ ②2007 年神戸大学法学部卒業、2009 年神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了、2012 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学国際法上級修士課程修了、2015 年神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了・博士（法学）③2014 年～2017 年（独）日本学術振興会特別研究員 PD、2017 年愛知県立大学外国語学部国際関係学科専任講師、2019 年同准教授、2025 年より現職 ④2011 年～2013 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学法学部留学

2. 主要研究業績

・「国家責任法における割合的減責論—投資家の「不当な行為」が投資受入国の責任評価に与える影響—」『国際法外交雑誌』123 巻 2 号（2024 年）167-199 頁。

- ・“Investors in the Formation of Customary International Law,” in S. Droubi and J. d’Aspremont (eds), *International Organizations, Non-State Actors, and the Formation of Customary International Law*, Melland Schill Perspectives on International Law (Manchester University Press, 2020), pp. 382-403.
- ・「外交的保護における個人の国籍の実効性—重国籍者、長期居住外国人、難民に関する事例の検討から—」浅田 正彦・桐山 孝信・徳川 信治・西村 智朗・樋口 一彦（編）『現代国際法の潮流：坂元茂樹・葉師寺公夫両先生古稀記念論集』（信山社、2020 年）317-338 頁。
- ・「WTO 紛争解決手続と投資協定仲裁の手続的・規範的競合一内国民待遇原則に着目して—」『フィナンシャル・レビュー』通巻第 140 巻（2019 年）146-164 頁。
- ・「投資条約仲裁における国内的救済完了原則の適用例外—無益性の抗弁—」『国際法外交雑誌』117 巻 1 号（2018 年）158-180 頁。
- ・“Denizenship as a Basis for Compulsory Diplomatic Protection: Does Residence Security as a Human Right Restrict State Sovereignty?,” in Ekaterina Yahyaoui Krivenko (ed.), *Human Rights and Power in Times of Globalisation* (Brill Nijhoff, 2018), pp. 135-169.
- ・“Responsibility to Protect as a Basis for ‘Judicial’ Humanitarian Intervention,” in Richard Barnes and Vassilis Tzevelekos (eds), *Beyond Responsibility to Protect: Generating Change in International Law* (Intersentia, 2016), pp. 367-392.
- ・「外交的保護制度の理論と実際」神戸大学博士学位論文（2015 年）

三 島 聡 教授

1. 略歴

①北海道生まれ ②1986 年一橋大学法学部卒業、1995 年同大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学 ③1990～1992 年第 44 期司法修習生、1995 年 10 月大阪市立大学助教授、2007 年 4 月大阪市立大学教授 ④2002 年 9 月～2004 年 3 月イギリス・リーズ大学法学部刑事司法研究センター客員研究員

2. 主要研究業績

- ・「現代刑法学における『国家による保護』と『国家からの自由』」小田中聡樹古稀記念論文集下巻 82～118 頁（日本評論社、2005 年）
- ・「職務質問およびその付随行為における『任意』——日常用語的理解は誤りなのか」法学雑誌 64 巻 4 号 883～909 頁（2019 年）
- ・「警察官の違法・不当な職務執行にたいする外部的統制——カナダ・オンタリオ州の苦情処理および捜査・告発制度」大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司古稀祝賀『刑事法学と刑事弁護の協働と展望』336～375 頁（現代人文社、2020 年）
- ・「刑事施設独自の医療から社会共通的な医療へ——イングランド刑事施設医療の保健省移管をめぐる」赤池一将編『刑事施設の医療をいかに改革するか』239～260 頁（日本評

論社、2020 年）

- ・「ソーシャルワーカーが『ソーシャルワーカー』として中核を担う社会内処遇・非拘禁的措置——スコットランド・地域に根ざした役務提供と中央政府による組織化の動き」土井政和・福島至古稀祝賀論文集（現代人文社、2022 年）
- ・「刑事施設収容中の診療録の不開示決定に関する最高裁判決と行刑実務」刑法雑誌 63 巻 1 号 24～44 頁（2023 年）
- ・『刑事法への招待』（現代人文社、2004 年）
- ・『性表現の刑事規制——アメリカ合衆国における規制の歴史的考察』（有斐閣、2008 年）
- ・『刑事司法改革とは何か——法制審議会特別部会「要綱」の批判的検討』（現代人文社、2014 年）〔共編著〕
- ・『裁判員裁判の評議デザイン——市民の知が活きる裁判をめざして』（日本評論社、2015 年）〔編著〕
- ・『2016 年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析』（日本評論社、2017 年）〔共編著〕
- ・『裁判員裁判の評議を解剖する』（日本評論社、2023 年）〔共著〕

金 澤 真 理 教授

1. 略歴

①奈良県生まれ、大阪府出身 ②1990 年東北大学法学部卒業、1998 年東北大学法学研究科後期博士課程修了 ③1998 年山形大学講師、1999 年同助教授、2010 年本学教授、2021 年本学副学長 ④2003 年～2004 年ドイツ・フライブルク大学刑法法理論研究所客員研究員

2. 主要研究業績

著書：

- ・『中止未遂の本質』（成文堂、2006 年）（単著）
- ・『検証・自動車運転死傷行為等処罰法』（日本評論社、2020 年）（分担執筆）
- ・『再犯防止から社会参加へ』（日本評論社、2021 年）（共著）
- ・『新・コンメンタール刑法〔第 2 版〕』（日本評論社、2021 年）（共編著）
- ・『＜市民＞と刑事法〔第 5 版〕』（日本評論社、2022 年）（分担執筆）

論文：

- ・「結合犯とその未遂」大阪市立大学法学雑誌 64 巻 4 号（2019 年）28-48 頁
- ・「日本における未遂論の発展」高田昌宏・野田昌吾・守矢健一編『法における伝統と革新』（信山社、2020 年）295-311 頁
- ・「不作為による犯人隠避と職務における処罰妨害」大阪市立大学法学雑誌 67 巻 1 号（2021 年）1-33 頁
- ・「強制わいせつ罪における行為の性的な意味について」高橋則夫先生古稀祝賀論文集下巻（成文堂、2022 年）267-281 頁
- ・「自由刑受刑者への処遇の義務づけ」土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集（現代人文社、2022 年）
- ・「刑事司法の『アウトサイダー』と刑法の断片性」法律時報 96 巻 3 号（2024 年）46-50 頁

徳 永 元 准教授

1. 略歴

①熊本県生まれ ②2011 年九州大学法学部卒業、2016 年九州大学大学院法学府法政理論専攻博士後期課程修了(博士(法学)) ③2016 年九州大学大学院法学研究院助教

2. 主要研究業績

- ・「責任主義における期待可能性論の意義について(一)～(三)」九大法学 107 号(2013 年)1-54 頁、同 108 号(2014 年)1-60 頁、同 109 号(2014 年)1-59 頁
- ・「責任主義に関する一考察——フランス刑法における限定責任能力の展開を素材として——」法学雑誌 64 巻 4 号(2019 年)931-970 頁
- ・「高齢犯罪者・受刑者と刑法解釈学」金澤真理・安田恵美・高橋康史編『再犯防止から社会参加へ ヴァルネラビリティから捉える高齢犯罪者』(日本評論社、2021 年)67-94 頁
- ・「過剰防衛における責任減少——過剰防衛論の再検討——」法学雑誌 68 巻 4 号(2022 年)421-451 頁
- ・「責任概念における応答の意義」法学雑誌 70 巻 2 号(2023 年)96-124 頁

松 倉 治 代 准教授

1. 略歴

①愛知県出身 ②2006 年立命館大学法学部卒業、2012 年立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了 ③2009 年～2011 年(独)日本学術振興会特別研究員 DC2、2010 年～2014 年近畿大学通信教育部非常勤講師、2012 年 4 月～同年 6 月立命館大学衣笠総合研究機構ポスドクトラルフェロー

2. 主要研究業績

- ・葛野尋之＝中川孝博＝淵野貴生編『判例学習刑事訴訟法(第3版)』(法律文化社)
- ・「身分秘匿捜査と自己負罪からの自由 欧州人権裁判所アラン事件判決の意義」大出良知先生・高田昭正先生・川崎英明先生・白取祐司先生古稀記念論文集(2020 年)
- ・「最新刑事判例を読む(8)最一小判平 30・5・10」季刊刑事弁護 98 号(2019 年)123～127 頁
- ・「憲法 38 条 1 項の保護対象は『供述』に限られるか——ドイツにおける呼気検査制度をめぐる議論を検討素材として」立命館法学 375=376 号(2018 年)396～421 頁
- ・「刑事手続における Nemo tenetur 原則(1)～(4・完)——ドイツにおける展開を中心として」立命館法学 335 号(2011 年)138～282 頁、336 号 168～262 頁、337 号 77～172 頁、338 号 186～276 頁。

根 本 到 教授

1. 略歴

①茨城県取手市生まれ ②1990 年早稲田大学法学部卒業、1998 年大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学、2007 年博士(法学) ③1998 年 4 月より神戸商船大学専任講師あるいは助教授、2003 年 10 月より神戸大学助教授、2008 年より現職 ④2001～2003 年ドイツ・ボーフム大学で在外研究

2. 主要研究業績

- ・『労働法Ⅱ——個別的労働関係法(第3版)』(法律文化社)(共著)、2018 年
- ・『労働契約と法』(共著)、2011 年
- ・『労働法Ⅰ——集团的労働関係法と雇用保障法』(法律文化社)(共著)、2012 年
- ・『債権法改正と労働法』(商事法務)(共著)、2012 年
- ・「組織再編をめぐる法的問題」『事業再構築における労働法の役割』(中央経済社)、2013 年
- ・『日韓比較労働法2 雇用終了と労働基本権』(旬報社)、2014 年

川 村 行 論 准教授

1. 略歴

①青森県生まれ ②2010 年東京大学法学部第一類(私法コース)卒業、2012 年北海道大学大学院法学研究科修士課程修了、2015 年北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了・博士(法学) ③2015 年北海道大学大学院法学研究科助教、2016 年北海道大学高等教育推進機構助教(兼任)、2017 年北海道大学大学院法学研究科高等法政教育研究センター協力研究員、2019 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

- 論文:
- ・「イギリス企業年金法制における受託者責任(1)～(3)・未完」北大法学論集 67 巻 3 号 493-566 頁(2016 年)、同 67 巻 4 号 1017-1105 頁(2016 年)、同 67 巻 5 号 1491-1558 頁(2017 年)
 - ・「受託者責任と年金財産の回復」日本年金学会誌第 36 号 27-36 頁(2017 年)
 - ・「企業年金制度における『受託者責任』——イギリス法からの示唆——」社会保障法第 33 号 173-186 頁(2018 年)
 - ・「イギリス企業年金法制における受託者責任」比較法研究第 80 号(2019 年 1 月)

森 山 浩 江 教授

1. 略歴

①福岡県生まれ ②1990 年九州大学法学部卒業、1995 年九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 ③1995 年龍谷大学助教授、2008 年同教授、2010 年大阪市立大学法学研究科教授、2022 年大阪公立大学教授 ④1992 年～1993 年フランスボルドー第1大学留学、2000 年～2001 年フランスパリ第2大学客員研究員

2. 主要研究業績

著書:

- ・『判例にみるフランス民法の軌跡』(共編著)(法律文化社、2012年)
- ・『生と死の民法学』(共編著)(成文堂、2022年)
- ・『新注釈民法(13)I 債権(6)』(共同執筆、「使用貸借」担当)(有斐閣、2024年)

論文:

- ・「恵与における『目的』概念——コーズ理論を手掛かりに——」(九大法学 64 号 1 頁、1992 年)
- ・「離婚の成立」大村敦志・河上正二・窪田充見・水野紀子編『比較家族法研究——離婚・親子・親権を中心に』(商事法務、2012 年) 57 頁
- ・「婚姻への公的介入」(法律時報 90 巻 11 号 18 頁、2018 年)
- ・「債権法改正における使用貸借の諾成化をめぐって」(法学雑誌 66 巻 1=2 号 41 頁、2020 年)
- ・「遺産共有と遺産分割——裁判所における遺産分割の対象に関する視点の形成」(法学雑誌 69 巻 3=4 号 637 頁、2023 年)

杉本好央 教授

1. 略歴

- ①京都府生まれ ②1995 年龍谷大学法学部法律学科卒業、2002 年東京都立大学大学院社会科学部研究科博士課程単位取得退学 ③2002 年東京都立大学法学部助手、2004 年大阪市立大学法学部助教授、2018 年大阪市立大学法学研究科教授 ④2011 年-2012 年ドイツ・レーゲンスブルク大学法学部客員研究員

2. 主要研究業績

- ・『独仏法における法定解除の歴史と論理』(有斐閣、2018 年)。
- ・「民法改正案における法定解除制度の諸相——客観的要件論を中心に——」龍谷法学 49 巻 4 号(2017 年)。
- ・「民法 541 条以下の解除と『やむを得ない事由』による解除」法学雑誌 66 巻 1・2 号(2020 年)。
- ・「ドイツ民法 626 条の潜在力(1・未完)」法学雑誌 69 巻 2 号(2022 年)

坂口 甲 教授

1. 略歴

- ①神奈川県生まれ ②2003 年学習院大学法学部法学科卒業、2005 年学習院大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2008 年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了博士(法学) ③2008 年神戸市外国語大学外国語学部専任講師、2011 年神戸市外国語大学外国語学部准教授、2013 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④2016 年 3 月-2018 年 3 月ドイツ・ボン大学において在外研究

2. 主要研究業績

著書:

- ・『履行不能法の形成と発展』(大阪公立大学法学叢書 66 号、有斐閣、2024 年)

論文:

- ・「請負契約における請負人の報酬債権の履行期(1)(2・完)——学説および改正民法の検討」法学雑誌 65 巻 1=2 号 272-242 頁、65 巻 3=4 号 710-668 頁(2019 年)
- ・「請負契約における注文者の材料または指図による契約(1)(2・完)——裁判例の整理と検討」法学雑誌 66 巻 1=2 号 261-226 頁、66 巻 3=4 号 762-722 頁(2020 年)
- ・「債権の準共有と共同債権に関する序論的考察」潮見佳男先生追悼『財産法学の現在と未来』(有斐閣、2024 年) 283-300 頁

藤井徳展 准教授

1. 略歴

- ①広島県 ②1999 年京都大学法学部卒業、2004 年京都大学大学院博士後期課程単位取得退学 ③2004 年大阪市立大学助教授、2007 年大阪市立大学准教授 ④2018 年 9 月から 2020 年 9 月まで、ドイツ・ヴュルツブルク大学法学部に在任研究

2. 主要研究業績

著書:

- ・手嶋豊ほか著(共著)『債権総論(リーガルクエスト民法:3)』(有斐閣・2022 年)
- ・小山泰史ほか著(共著)『物権・担保物権法(新ハイブリッド民法:2)』(法律文化社・第 2 版・2023 年)
- ・潮見佳男ほか編(共著)『詳解改正民法』(商事法務・2018 年)
- ・潮見佳男ほか編(共著)『概説国際物品売買条約』(法律文化社・2010 年)

論文:

- ・「将来債権の包括的譲渡の有効性——ドイツにおける状況を中心に——(一)(二・完)」民商法雑誌 127 巻 1 号、127 巻 2 号(2002 年)
- ・「ヨーロッパ契約法原則(PECL)における債権譲渡法制——債権譲渡による資金調達という観点を中心に据えて——(一)・未完」法学雑誌 53 巻 4 号(2007 年)
- ・「債権譲渡登記を用いた担保取得をめぐる諸問題」佐藤歳二ほか編『新担保・執行法講座』(民事法研究会・2009 年)
- ・「ドイツ法における債権の譲渡担保の効力と、その法的諸問題」池田真朗ほか編『動産債権担保——比較法のマトリクス』(商事法務・2015 年)

翻訳:

- ・(共訳)「ヨーロッパ契約法原則(PECL)」潮見佳男ほか編『ヨーロッパ私法の動向と課題』(日本評論社・2003 年)
- ・オーレ・ランダー／ヒュー・ビール編(潮見佳男ほか監訳〔共訳〕)『ヨーロッパ契約法原則 I・II』(法律文化社・2006 年)
- ・オーレ・ランダー／エリック・クライフほか編(潮見佳男ほか監訳〔共訳〕)『ヨーロッパ契約法原則 III』(法律文化社・2008 年)

日独シンポジウム:

・第8回(2012年)開催

・(論文)「動産と債権の包括的な担保化による資金調達と、その法的課題」、(翻訳)ロルフ・シュテュルナー「債権譲渡によるリファイナンスと債務者の保護」——(日本語版論文集)高田昌宏ほか編『グローバル化と社会国家原則』(信山社・2015年)、(ドイツ語版論文集)Rolf Stürner/Alexander Bruns(Hrsg.), Globalisierung und Sozialstaatsprinzip: Ein japanisch-deutsches Symposium, 2014

吉原 知志 准教授

1. 略歴

①富山県生まれ ②2012年京都大学法学部卒業、2014年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了、2017年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了 ③2017年京都大学大学院法学研究科特定助教、2018年香川大学法学部准教授、2020年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022年大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

・堀竹学・吉原知志著『新民法の分析 III 債権総則編』(成文堂、2019年)
・『民法判例百選 I (総則・物権)【第9版】』(有斐閣、2023年) [担当: 最一小判昭和54・1・25(建築途中の建物への第三者の工事と所有権の帰属)]
・篠原永明・吉原知志編著『マンション法制の現代的課題 公法私法の領域横断的研究』(日本評論社、2024年)

主論文:

・『分割を前提としない共有』に関する一考察 — 共同所有3類型論の批判的再検討(1) 香川法学 38巻1=2合併号1-28頁(2018年)
・「改正民法における法定地位権者間の負担調整」香川法学 39巻1=2合併号1-56頁(2019年)
・「公と私の狭間にあるマンション管理」法学教室 504号4-7頁(2022年)
・「建築請負契約の所有権帰属に関する覚書」大阪公立大学法学雑誌 69巻3・4号605-636頁(2023年)
・「企業年金減額事例を通じた制度的契約論の考察」大阪公立大学法学雑誌 70巻3・4号762-791頁(2024年)

高橋 英治 教授

1. 略歴

①神奈川県生まれ ②1987年東北大学法学部卒業、1997年東北大学博士(法学)の学位取得、1994年ドイツ・ゲッチンゲン大学法学博士(Doktor der Rechte)の学位取得 ③2007年大阪市立大学法学部教授、1998年〜英国「学際的経済学雑誌(The Journal of Interdisciplinary Economics)」国際編集委員(international advisory board) 2007年より比較法

際アカデミー(ACADEMIE INTERNATIONALE DE DROIT COMPARE)準会員、2008年第13回大隅健一郎賞受賞、2010年11月昭和22年度学友会「優秀テキスト賞」受賞、2012年昭和24年度学友会「優秀テキスト賞」受賞 ④1990年〜1993年ドイツ・ゲッチンゲン大学留学(DAAD奨学生、ゲッチンゲン大学法学修士・法学博士)、2000年〜2002年ドイツ・フライブルク大学留学(フンボルト財団研究員)、2018年7月〜9月ドイツ・ビュルツブルク大学客員教授(日本法担当)

2. 主要研究業績

主著:

・『ヨーロッパ会社法概説』(2020年、中央経済社)
・『日本とドイツの株式会社法の発展』(2018年、中央経済社)
・『Die Rezeption und Konvergenz des deutschen Handels- und Gesellschaftsrechts in Japan』, Nomos(2017)
・『会社法の継受と収斂』(2016年、有斐閣)
・『企業集団と少数派株主の保護(中国語)』(2014年、法律出版社)
・『ドイツ会社法概説』(2012年、有斐閣)
・『会社法概説(第4版)』(2016年、中央経済社)
・『企業結合法制の将来像』(2008年、中央経済社)
・『ドイツと日本における株式会社法の改革——コーポレート・ガバナンスと企業結合法制』(2007年 商事法務)
・『従属会社における少数派株主の保護』(1998年 有斐閣)
・『Konzern und Unternehmensgruppe in Japan - Regelung nach dem deutschen Modell? Max-Planck-Institut, Studien zum auslaendischen und Internationalen Privatrecht Bd. 38』, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck) 1995

主編著:

・『プリンシプル会社法』(2020年、弘文堂)
・『スタンダード商法シリーズ 商法入門』(2018年、法律文化社)
・『ドイツ会社法・資本市場法研究』(2016年、中央経済社)
・『演習問題でスタートする会社法』(2015年、法律文化社)
・『入門会社法』(2015年3月、中央経済社)
・『グローバル化の中の会社法改正』(2014年、法律文化社)
・Eiji Takahashi (Guest Editor), The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 22 No 1 & 2, Special Issue: Company Law and Economics (2010)
・Eiji Takahashi (Guest Editor), The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 17 No 1 and 2, Special Issue: International Corporate Governance, London, (2006).

小 柿 徳 武 教授

1. 略歴

①京都府京都市生まれ ②1991年京都大学法学部卒業、1999年同大学院法学研究科博士課程研究指導認定退学 ③1991年〜1994年富士写真フイルム株式会社、1999年龍谷大学法学部助教授、2003年大阪市立大学大学院法学研究科助教授等を経て、2010年より現職

2. 主要研究業績

論文:

・「監査役・会計監査人制度」北村雅史＝高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』70～82 頁(法律文化社、2014 年)
・「再選択をする会社法」中東正文＝松井秀征編『会社法の選択』943～989 頁(商事法務、2010 年)
・「内部統制に関する外部報告制度」龍谷法学 35 巻 4 号 368～401 頁(2003 年)
・「コンプライアンス・プログラムの位置づけと監査・監督」武久征治＝辻本勲男編『リスク管理と企業法務－実務と理論からのアプローチ』143～161 頁(法律文化社、2002 年)
・「会計監査人の情報提供機能とコーポレート・ガバナンス(一)(二・完)」民商法雑誌 117 巻 254～276 頁・3 号 388～413 頁(1997 年)

仲 卓 真 准教授

1. 略歴

①京都府生まれ ②2013 年京都大学法学部卒業、2015 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了(法務博士(専門職))、2018 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了(博士(法学)) ③2018 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2020 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

・『準共有株式についての権利の行使に関する規律——事業承継の場面を中心に』(商事法務、2019 年)

主論文:

・「譲渡制限株式の売買価格決定における『売買価格』の解釈」民商法雑誌 159 巻 6 号(2024 年)38-76 頁
・「営業譲渡・事業譲渡における不正の競争の目的による競争の禁止の再定位——商法 16 条 3 項・会社法 21 条 3 項の現代的意義——」立命館法学 405・406 号(2023 年)471-507 頁
・「同族会社に関する基礎的考察」川濱昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』(商事法務、2021 年)1-39 頁
・「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(2・完)」民商法雑誌 155 巻 2 号(2019 年)229-261 頁
・「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(1)」民商法雑誌 155 巻 1 号(2019 年)109-128 頁

鶴 田 滋 教授

1. 略歴

①熊本県生まれ ②1995 年九州大学法学部卒業、2004 年大阪市立大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、2008 年大阪市立大学より博士(法学)を取得 ③2005 年福岡大学法学部講師、2008 年九州大学大学院法学研究科准教授、2015 年大阪市立大学大学院法学研究科教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④なし

2. 主要研究業績

単著:

・『必要的共同訴訟の研究』(2020 年、有斐閣)
・『共有者の共同訴訟の必要性 歴史的・比較法的考察』(2009 年、有斐閣)

共著:

・名津井吉裕＝鶴田滋＝八田卓也＝青木哲著『事例で考える民事訴訟法』(2021 年、有斐閣)
・渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司著『ゼミナール民事訴訟法』(2020 年、日本評論社)
・渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司著『民事訴訟法(日評ベータシックスシリーズ)』(2016 年、日本評論社)

主論文:

・「独立当事者参加訴訟における二当事者間の和解の可能性」法学教室 518 号(2023 年 11 月)
・「民事訴訟における裁判官の裁量概念とその規律—裁判官の訴訟指揮を念頭に」民事訴訟雑誌 69 号(2023 年 3 月)
・「共同訴訟的補助参加の成立要件」本間靖規先生古稀祝賀論文集『手続保障論と現代民事手続法』(2022 年、信山社)所収

岡 成 玄 太 准教授

1. 略歴

①東京都生まれ ②2012 年東京大学法学部第一類(私法コース)卒業(学士(法学))、2014 年東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了(法務博士(専門職)) ③2014 年東京大学大学院法学政治学研究科助教(同年司法試験合格)、2017 年東京大学大学院法学政治学研究科特任講師、2017 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2021 年大阪公立大学法学研究科准教授 ④2021 年-2022 年 イタリア フィレンツェ大学客員教授、2022 年-2023 年 アメリカ合衆国 ニューヨーク大学客員研究員、2023 年 ドイツ フライブルク大学客員研究員

2. 主要研究業績

書籍:

・『いわゆる財産管理人の訴訟上の地位—代理・訴訟担当・民訴法 29 条の基礎理論』(有斐閣、2021)

論文:

・「裁判官の私知利用の禁止—経験則・公知の事実・立憲事実の基礎理論—」法学雑誌 69 巻 1 号(2021)1 頁
・「固有必要的共同訴訟の成立範囲について(1) — (2・未完)」法学雑誌 65 巻 3・4 号(2019)844 頁、66 巻 1・2 号(2020)535 頁
・「司法解剖の関係文書と文書提出命令」民商法雑誌 157 巻 4 号(2021)732 頁
・「取立訴訟(1) — 代位訴訟との競合」上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦編『民事執行・保全判例百選〔第 3 版〕』(2020)120 頁
・「再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権行使の要件か」法学協会雑誌 136 巻 6 号(2019)1569 頁

永見 瑞木 教授

1. 略歴

①東京都生まれ ②2004 年東京大学法学部卒業、2006 年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻修士課程修了、2014 年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程単位取得退学、2015 年博士(法学) ③2016 年立教大学法学部政治学科助教、2018 年大阪府立大学高等教育推進機構専任講師、2020 年大阪府立大学高等教育推進機構准教授、2022 年大阪公立大学法学部准教授、2023 年より現職 ④2007-2012 年パリ第1大学哲学科博士課程留学

2. 主要研究業績

著書:

・『コンドルセと〈光〉の世紀—科学から政治へ』白水社、2018 年

論文:

・「コンドルセの代表制論—フランス革命期における「代表民主政」の視点」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)70 巻、1-22 頁、2022 年

・「デモクラシーをめぐる一考察—ダルジャンソンの王政改革論を手がかりに」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)68 巻、51-65 頁、2020 年

・「ラマール著『均衡論』について」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)67 巻、1-11 頁、2019 年

・「コンドルセにおける公教育の構想—科学と権力の関係をめぐって—」有斐閣、国家学会雑誌、第百二十巻、第一・二号、121-186 頁、2007 年

稗田 健志 教授

1. 略歴

①北海道札幌市生まれ ②2000 年一橋大学社会学部卒業、2010 年欧州大学院大学政治社会学部博士課程修了(政治社会学博士) ③2000-2002 年株式会社NTTデータ勤務、2010-2012 年早稲田大学高等研究所助教、2012-2016 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2016-2022 年大阪市立大学大学院法学研究科教授、2022-現在大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④2005-2007 年コロラド大学ボルダー校政治学部留学、2007-2010 年欧州大学院大学政治社会学部留学、2023-2024 年ハーバード大学 ウェザーヘッド国際問題研究所日米関係プログラム客員研究員

2. 主要研究業績

単著:

・Political institutions and elderly care policy: Comparative politics of long-term care in advanced democracies. Basingstoke, Hampshire, UK: Palgrave Macmillan, 2012.

共著:

・砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩[新版]』有斐閣ストゥディア、2020 年。

論文:

・“Linking Electoral Realignment to Welfare Politics: An Assessment of Partisan Effects on Active Labour Market Policy in Post-industrial Democracies.” Comparative European Politics, 19(5), pp. 555-575, 2021.

・“Do Populists Support Populism? An Examination through an Online Survey Following the 2017 Tokyo Metropolitan Assembly Election” (with Masahiro Zenkyo and Masaru Nishikawa), Party Politics, 27(2), pp. 317-328, 2021.

・「左派・右派を超えて? : 先進工業 21 ヲ国における育児休業制度の計量分析」『レヴアィアサン』、木鐸社、第 55 号、pp. 87-117、2014 年。

・“Politics of Childcare Policy beyond the Left-Right Scale: Postindustrialization, Transformation of Party Systems, and Welfare State Restructuring.” European Journal of Political Research, 52(4), pp. 483-511, 2013.

・“Comparative Political Economy of Long-Term Care for Elderly People: Political Logic of Universalistic Social Care Policy Development.” Social Policy & Administration, 46(3), pp. 258-279, 2012.

3. 個人HP

<https://researchmap.jp/thieda/>

宇羽 野 明子 教授

1. 略歴

①福岡県生まれ ②1988 年早稲田大学政治経済学部卒業、1998 年大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学 ③1996 年～97 年大阪市立大学、1997 年～2002 年近畿大学、帝塚山大学非常勤講師、2002 年大阪市立大学法学部助教授、2010 年より現職 ④なし

2. 主要研究業績

・『政治的寛容』有斐閣、2014 年

・「16 世紀フランスの政治的寛容にみられる「シヴィリテ」の伝統(1)、(2・完)」、『法学雑誌』第 59 巻第 3 号、第 4 号(2013 年)

・「16 世紀フランスの政治的寛容における「良心の自由」への視座」、『法学雑誌』第 58 巻第 3・4 号(2012 年)

・「16 世紀フランスの政治的寛容をめぐる一—その予備的考察として」(孝忠延夫編著『差異と共同—「マイノリティ」という視角』関西大学出版部、2011 年に所収)

・「人間 モンテニユ『エッセー』」(岡崎晴輝、木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、2008 年に所収)

野田 昌 吾 教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②1987 年大阪市立大学法学部卒業、1993 年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学、1994 年博士(法学) ③1995 年大阪市立大学法学部助教授、2007 年より現職 ④2000-2002 年ドイツ・ミュンスター大学客員教授

2. 主要研究業績

- ・『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』有斐閣、1998 年
- ・『法発展における法ドグマティックの意義』(共編)信山社、2011 年
- ・『グローバル化と社会国家原則』(共編)信山社、2015 年
- ・「自由民主主義に今何が起きているのか」『法学雑誌』70 巻 3・4 号、2024 年
- ・「ドイツ保守政党の混迷をみる——2021 年ドイツ連邦議会選挙とキリスト教民主・社会同盟」『季刊・現代の理論』28 号、2021 年 11 月(デジタル版)
- ・「ヨーロッパの保守主義勢力」伊藤武・網谷龍介編『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』ナカニシヤ出版、2021 年。
- ・「ドイツのための選択肢(AfD)の台頭」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦』岩波書店、2020 年。
- ・「2017 年ドイツ連邦議会選挙」『法学雑誌』64 巻 3 号、2018 年。

永井史男 教授

1. 略歴

- ①大阪市阿倍野区生まれ ②1990 年京都大学法学部卒業、1995 年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学
- ③1995 年京都大学東南アジア研究センター助手、1997 年大阪市立大学法学部助教授、2007 年同大学法学研究科教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科教授
- ④1987～1988 年米国アーカンソー州立大学リトルロック校留学、1994～1995 年タイ国立タマサート大学政治学部客員研究員、1997 年タイ国立タマサート大学政治学部客員研究員(国際交流基金シニアフェロー)、2002 年タイ国立タマサート大学ラムパーン校客員研究員(日本財団 API シニアフェロー)、2004～2005 年、英国オクスフォード大学日産日本問題研究所上級客員研究員(国際文化会館新渡戸フェロー)

2. 主要研究業績

- 共編著：
 - ・永井史男、水島治郎、品田裕編『政治学入門』ミネルヴァ書房、2019 年。
 - ・永井史男、岡本正明、小林盾編『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析—タイ、フィリピン、インドネシアの地方エリートサーベイから』晃洋書房、2019 年。
 - ・中西嘉宏、永井史男、河野元子編『東南アジア政治へのアプローチ—君主制、統治、社会経済』(仮題)晃洋書房、近刊。
- 共著：
 - ・瀧井一博編『明治史講義【グローバル研究篇】』ちくま新書、2022 年。
- 論文：
 - ・「序論 変動期東南アジアの内政と外交」日本国際政治学会編『国際政治』(特集:変動期東南アジアの内政と外交)第 185 号、2016 年、pp.1-16。
 - ・「資料:タイ地方自治体エリートサーヴェイ調査」『法学雑誌』(大阪市立大学法学会)第 63 巻第 4 号、2017 年、pp.78-104(籠谷和弘氏、船津鶴代氏との共著)。

- ・小林盾・岡本正明・長谷川拓也・籠谷和弘・西村謙一・永井史男「〈資料〉2018 年インドネシアの地方自治意識調査」『法学雑誌』(大阪市立大学法学会)第 65 巻第 3・4 号、2019 年 12 月、pp.323-363。
- ・「動き出したタイの地方自治(第 1 回～第 3 回・最終回)」『盤谷日本人商工会議所 所報』720 号、2022 年 4 月;No. 721、同年 5 月;No. 725、同年 9 月。
- ・「タイの公的高齢者介護支援と日タイ間の協力—「スマート&ストロングプロジェクト」を事例に—」『盤谷日本人商工会議所 所報』743 号、2024 年 3 月、pp.32-40(奥井利幸氏と共著)

手塚洋輔 教授

1. 略歴

- ①東京都生まれ ②2000 年東北大学法学部卒業、2004 年東北大学大学院法学研究科博士後期課程中退、2008 年東京大学博士(学術) ③2004 年東京大学先端科学技術研究センター特任助手・特任助教(～2009 年)、2011 年京都女子大学現代社会学部講師、2014 年同准教授、2015 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2017 年同教授 ④なし

2. 主要研究業績

- 主著：
 - ・『はじめての行政学(新版)』有斐閣、2022 年(共著)
 - ・『新訂 公共政策』放送大学教育振興会、2022 年(共著)
 - ・『戦後行政の構造とディレンマ』藤原書店、2010 年
- 最近の論文：
 - ・「厚生労働省における省庁統合と執務空間の分析」『季刊行政管理研究』183 号、2023 年
 - ・「危機対応における政治家・行政官・専門家——専門知の役割と限界」『公法研究』84 号、2023 年
 - ・「審議会の合同設置による政策調整」『公共政策研究』22 号、2022 年
 - ・「危機対応における組織編成とその作動」『法律時報』93 (5)、2021 年
 - ・「経済支援をくばる」ひょうご震災記念 21 世紀研究機構編『総合検証 東日本大震災からの復興』岩波書店、2021 年

原田裕彦 特任教授

1. 略歴

- ①大阪市生まれ ②1986 年 3 月大阪市立大学法学部第 2 部卒業(法学士)、1989 年 3 月京都大学大学院法学研究科修士課程修了(法学修士)、1994 年 3 月京都大学大学院法学研究科後期博士課程研究指導認定退学 ③1990 年司法試験合格、1993 年最高裁判所司法研修所修了(第 45 期)、同年弁護士登録(大阪弁護士会)

2. 主要研究業績

- 論文等：
 - ・「国税通則法 15 条および 16 条にいう「納税義務」、「成立」及び「確定」の意味：課税要件に照らして過大な税額の申

告に基づく不当利得返還請求について、「納税義務」の「確定」は障害となるか」税法学 584 号 163-186 頁(清文社・2020 年)

- ・「登記名義人課税方式の根拠の解明と地方税法 343 条 2 項の「登記」の解釈」税法学 578 号 121-147 頁(清文社・2017 年)
- ・「大阪市立大学中小企業支援法律センターにおける中小企業支援事業を通じた臨床法教育の実践及び法律相談データの分析」(資料)大学教育 13 巻 1 号 1 頁(大阪市立大学・2015 年)
- ・「社員権としての株主権空疎化の潮流における一側面—合併対価柔軟化、全部取得条項付き種類株式及び特別支配株主の株式等売渡請求制度と規制改革要望書—」藤田勝利他編『会社法改正の潮流』435-486 頁(新日本法規・2014 年)
- ・「特別支配株主の少数株主に対する株式等売渡請求制度と全株式譲渡制限会社(閉鎖会社)」北村雅史・高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』144-164 頁(法律文化社・2014 年)
- ・「破産手続開始決定後に生じた消費税及び固定資産税の内、財団債権となるものの範囲について」越智敏裕他編『行政と国民の権利』621-646 頁(法律文化社・2011 年)
- ・「罪刑法定主義からみた質問検査権」租税訴訟学会・租税訴訟第 3 号 76-107 頁(財経詳報社・2010 年)

山本健司 特任教授

1. 略歴

①兵庫県芦屋市生まれ ②1989 年大阪市立大学法学部卒業 ③1989 年最高裁判所司法修習(43 期)、1991 年弁護士登録、1991 年北浜法律事務所(現:北浜法律事務所・外国法共同事業)、2008 年大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター副委員長(2018 年 3 月まで)、2010 年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授(現在に到る)、2013 年大阪弁護士会司法修習委員会副委員長(2015 年 3 月まで)、2015 年大阪弁護士会副会長(2016 年 3 月まで)、2017 年大阪弁護士会司法修習生及び弁護士の就職支援に関する特別委員会委員長(2018 年 3 月まで)、2018 年大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員長(2019 年 3 月まで)、2020 年大阪弁護士会懲戒委員会副委員長(2021 年 9 月まで)、2021 年大阪弁護士会広報委員会委員長(2022 年 3 月まで)、2021 年大阪弁護士会懲戒委員会委員長(2022 年 10 月まで)、2023 年大阪弁護士会 23 条審査室副室長、2023 年大阪経済大学理事

2. 主要研究業績

主著:

- ・「近時の苦情・不祥事案件の傾向から学ぶ
—誇りの持てる、魅力ある職業であり続けるために—」
(日本弁護士連合会編「日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題」(平成 28 年度研修版)「講演録」、第一法規、2017 年 7 月 25 日)
- ・「中小企業法の理論と実務(第2版)」[共著]「事業承継」執

筆・「事業再生」共同執筆、民事法研究会、2011 年 3 月 31 日)

- ・「赤字第三セクターの処理」(倒産実務交流会編『争点 倒産実務の諸問題』(青林書院)所収、2012 年出版)

- ・「労働審判 紛争類型モデル(第2版)」(共著、「類型25 セクシュアルハラスメントに対する損賠賠償請求」共同執筆、大阪弁護士協同組合、2013 年 7 月 20 日)

主論文:

「市大法曹養成の伝統と挑戦～市大法学部よき伝統を活かし挑戦し続けるための『教育論』『若者論』～」(大阪市立大学「法学雑誌」第 60 巻第 3・4 号、2014 年 3 月 30 日)

- ・巻頭言「パワハラ」を「しない、させない」職場にするために(「経営法曹」第 186 号、2015 年 9 月 20 日)

- ・「(基調報告①)公益通報者保護法の概要について」(経営法曹研究会報 50 号、2006 年)

- ・「松下 PDP 最高裁判決以降の黙示の雇用契約成否に関する裁判例の傾向」(「経営法曹」第 170 号 132 頁、経営法曹会議、2011 年 9 月 26 日)

溝 淵 雅 男 特任教授

1. 略歴

①奈良県生まれ ②2004 年 3 月大阪市立大学法学部卒 ③2005 年司法修習生(59 期)、2006 年大阪弁護士会登録

2. 主要研究業績

主著:

- ・「個人再生の実務 Q&A150 問」(分担執筆)(2021、金融財政事情研究会)

- ・「破産管財 ADVANCED—応用事例の処理方法と書式—破産管財シリーズ③」(分担執筆)(2020、民事法研究会)

- ・「株式会社・各種法人別 清算手続きマニュアル—手続の選択から業種別の注意点まで—」(分担執筆)(2019、新日本法規出版)

- ・「倒産実務の諸問題」(分担執筆)(2019、青林書院)

- ・「個人再生の実務 Q&A120 問」(分担執筆)(2018、金融財政事情研究会)

- ・「破産管財PRACTICE—留意点と具体的処理事例—」(分担執筆)(2017、民事法研究会)

- ・「私的整理の実務Q&A140 問」(分担執筆)(2014、金融財政事情研究会)

- ・「倒産法改正 150 の検討課題」(分担執筆)(2014、金融財政事情研究会)

- ・「破産管財BASIC—チェックポイントとQ&A—」(分担執筆)(2014、民事法研究会)

- ・「一問一答民事再生手続と金融機関の対応」(共著)(経済法令研究会、2012)

- ・「私的整理の実務Q&A100 問」(共著)(2011、金融財政事情研究会)

- ・「通常再生の実務Q&A120 問」(共著)(2011、金融財政事情研究会)

主論文:

- ・「牽連破産事件における実務上の論点」(銀行法務 21 第

828 号、2018)

・「中小オーナー企業のスポンサー選定に関する考察(上・下)」(銀行法務 21 第 769 号、2014)

塩 見 卓 也 特任教授

1. 略歴

①大阪府出身 ②2001 年京都大学法学部卒業 ③2006 年司法修習終了(59 期)・京都弁護士会登録、市民共同法律事務所勤務、2010 年 4 月京都産業大学大学院法務研究科非常勤講師、2012 年～2019 年名古屋大学法学研究科研究員(再任含む)、2018 年 4 月関西大学大学院法務研究科非常勤講師

2. 主要研究業績

主著:

- ・「労働者派遣と法」(共著) (2013 年 6 月、日本評論社)
- ・「ブラック企業被害対策 Q&A」(共著)(2013 年 12 月、弁護士会館出版部 LABO)
- ・「女性と労働」(共著) (2017 年 4 月、旬報社)
- ・「最低賃金 生活保障の基礎」(共著) (2019 年 11 月、岩波書店)
- ・「コロナ禍に立ち向かう働き方と法」(2021 年 1 月、日本評論社)

主論文:

- ・「派遣労働者の労働問題—法改正の動向を踏まえた検討」(法学セミナー731 号、2015 年 12 月)
- ・「賃金体系の就業規則による変更—シオン学園(三共自動車学校・賃金体系等変更)事件」(法律時報 1093 号、2015 年 12 月)
- ・「2015 年労働者派遣法 40 条の 6 をめぐる論点」(労働法律旬報 1887 号、2017 年 5 月)
- ・「裁量労働制をめぐる論点と裁判例」(労働法律旬報 1916 号、2018 年 7 月)
- ・「大学における 65 歳定年と再雇用拒否～尚美学園事件(大学専任教員 A・再雇用拒否)事件」(民商法雑誌 155 巻 4 号、2019 年 10 月)
- ・「コロナ禍をめぐる労働問題と論点」(自由と正義、2021 年 12 月)

永 田 貴 久 特任教授

1. 略歴

①大阪府大阪市生まれ ②2004 年京都工芸繊維大学工学部物質工学科卒業、2009 年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了 ③2005 年弁理士試験合格、弁理士登録、2009 年最高裁判所司法修習(新 63 期)、2010 年弁護士登録、2004 年永田国際特許事務所、2011 年 プログレ法律特許事務所、2024 年 京都工芸繊維大学非常勤講師、2025 年 大阪公立大学大学院法学研究科特任教授

2. 主要研究業績

主著:

- ・「最新商標権関係判例と実務」(分担執筆)(2012)民事法研究会
- ・「事例から考える特許法」(分担執筆)(2013)法学書院
- ・「最新不正競争関係判例と実務(第3版)」(2016) (大阪弁護士会友新会編)民事法研究会＝共同執筆(判例評釈担当)
- ・「マレーシア法務」共著(2022)民事法研究会
- ・「メキシコ法務」共著(2023)民事法研究会
- ・「バングラデッシュ法務」共著(2024)民事法研究会

主論文:

- ・「現代社会における著作権問題(第 12 回)」知財プリズム 11—127(経済産業調査会)(2013)
- ・「特許審決取消判決の分析 ～事例からみる知財高裁の実務～(別冊 NBL No148)」分担執筆(平成 27 年 3 月発行 大阪弁護士会知的財産法実務研究会(株)商事法務)(2015)
- ・「品質等表示における誤認性の判断基準」(共著)(知財管理 2015 年 5 月号)(日本知的財産協会)(2015)

安 田 善 紀 特任教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②2003 年京都大学法学部卒業、2012 年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了 ③2013 年最高裁判所司法修習(67 期)、2014 年弁護士登録、2014 年森法律事務所入所、2017 年安田法律事務所開設、2019 年近畿大学非常勤講師、2020 年 大阪市立大学非常勤講師(2025 年 3 月まで)、2021 年医療法人友士会監事、2024 年河内長野市消費生活センター顧問、2025 年大阪公立大学大学院法学研究科特任教授

2. 主要研究業績

主著:

- ・「特定商取引のトラブル相談 Q&A」(共著)(2018 年 11 月、民事法研究会)
- ・「消費者契約法のトラブル相談 Q&A」(共著)(2021 年 9 月、民事法研究会)

高 見 秀 一 特任教授

1. 略歴

①長野県長野市生まれ ②1986 年京都大学法学部卒業 ③1986 年司法修習生(40 期)、1988 年大阪地方裁判所判事補、1990 年大阪弁護士会登録、2004 年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授、2014 年大阪製鐵株式会社社外監査役

2. 主要研究業績

主著:

- ・「逮捕・勾留・保釈と弁護」(共著)(1996 年 5 月、日本評論社)
- ・「秘密交通権の確立」(共著)(2001 年 10 月、現代人文社)
- ・「コンメンタール『公判前整理手続』」(共著)(2005 年 11 月、現代人文社)
- ・「実践！刑事証人尋問技術—事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール—」(共著)(2009 年 4 月、現代人文社)

・「実践！刑事証人尋問技術(パート2)」(共著)(2017年9月、現代人文社)
 主論文：
 ・「逮捕状請求書謄本の謄写請求の勧め」(『季刊刑事弁護』4号、1995年10月)
 ・「逮捕・勾留と『情報の不平等』」(『刑法雑誌』35巻2号、1996年3月)
 ・「外国人事件と公判手続－公判のテープ録音と通訳の正確性」(『刑事手続の最前線』、1996年5月、三省堂)
 ・「複雑醜聞」(共著)(『季刊刑事弁護』17号、1999年1月)
 ・「外国人事件と公判」(共著)(『新刑事手続II』、2002年6月、悠々社)
 ・「押収物の還付」(刑事弁護Q&A)(『季刊刑事弁護』41号、2005年1月)
 ・「裁判員制度における事実認定－裁判官と市民の役割－」(日本犯罪学会発行『犯罪学雑誌』73巻3号、2007年6月)
 ・「最高裁判例と事実認定適正化の動き」ケース報告⑥和歌山カレー事件(『季刊刑事弁護』65号、2011年1月)
 ・「知的障がい者の放火冤罪事件－検察官が公訴を取り消し、公訴棄却後に捜査報告書の改ざん発覚」(『季刊労働福祉』132号、2011年9月)
 ・「自己矛盾調書の証人への提示・朗読」(『実務体系 現代の刑事弁護 2刑事弁護の現代的課題』、2013年9月、第一法規)
 ・「被告人供述の再現資料の提出で得ることができた逆転無罪判決(大阪高裁平成 19.9.12)(痴漢)」(『季刊刑事弁護』76号、2013年10月)
 ・「使い勝手のよい反対尋問事項書を作ってみよう(その1～3)」(『季刊刑事弁護』79号～81号、2014年7月～2015年1月)
 ・「法328条及び規則199条の10、11、12の解釈、射程(法律論・一般論)」(『季刊刑事弁護』81号、2015年1月)
 ・「手続二分論的運用の試み」(『法と心理』15巻1号、2015年10月、日本評論社)
 ・「経験則と裁判員裁判」(『季刊刑事弁護』90号、2017年4月)
 ・「実践的反対尋問事項書の作り方」(『新時代の刑事弁護』、2017年9月、成文堂)

・「逮捕・勾留・保釈と弁護」(共著)(1996年5月、日本評論社)
 ・「接見・拘留・保釈・鑑定留置裁判例33選」(共著)(1998年8月、現代人文社)
 ・「犯罪被害者支援と弁護士」(共著)(2000年6月、東京法令出版)
 ・「ケーススタディ被害者参加制度 2訂版」(共著)(2017年9月、東京法令出版)
 主論文：
 ・「ケーススタディ(3)－パラノイア」(共著)(季刊刑事弁護17号、1989年1月)
 ・「無罪判決を受けた場合どうするか」(刑事弁護の技術(上)1994年10月)
 ・「オウム真理教が巻き起こした諸現象と法律的諸問題」(大阪経済法科大学法学研究所紀要23号、1996年9月)
 ・「大阪弁護士会犯罪被害者支援センターの実践と課題(特集 犯罪被害者への対処とケア)」(共著)(自由と正義51巻8号、2000年8月)
 ・「犯罪被害者、遺族と刑事弁護」(大阪弁護士会会報第212号、2000年11月)
 ・「犯罪被害者支援の立場からみた被害者参加制度と損害賠償命令制度」(月刊大阪弁護士会653号、2008年11月)
 ・「犯罪被害者の支援に関わって」(捜査研究802号 2017年10月)

杉本吉史 特任教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②1985年京都大学法学部卒業 ③1985年司法修習生(39期)、1987年大阪弁護士会登録(現在に到る)、2002年NPO法人「大阪被害者支援アドボカシーセンター」理事(現在に至る)、2006年大阪簡易裁判所民事調停委員(現在に到る)、2007年大阪地方裁判所民事調停委員(現在に到る)、2008年日弁連犯罪被害者支援委員会副委員長(2009年5月まで)、2016年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授

2. 主要研究業績

主著：

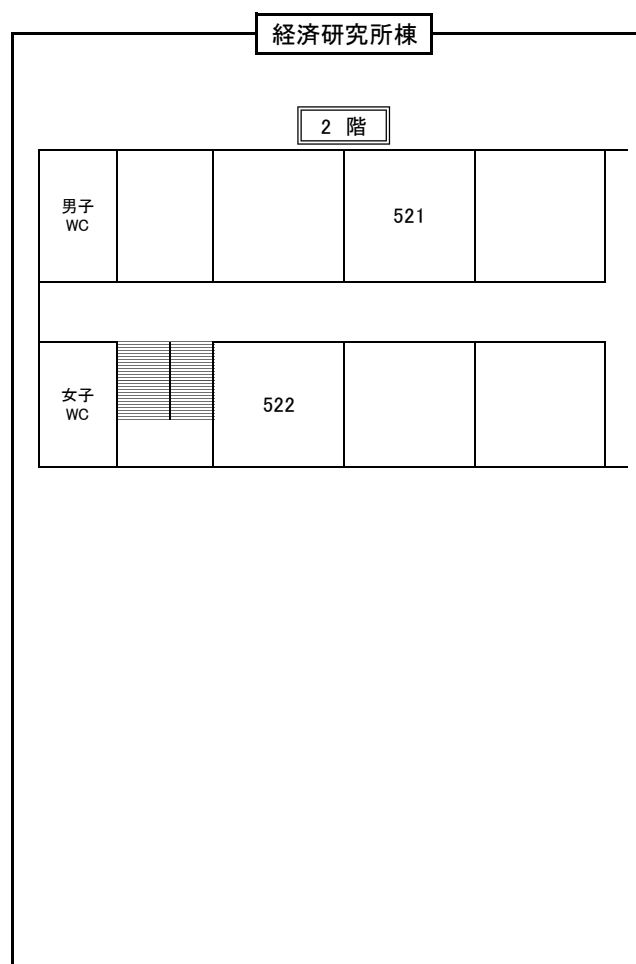
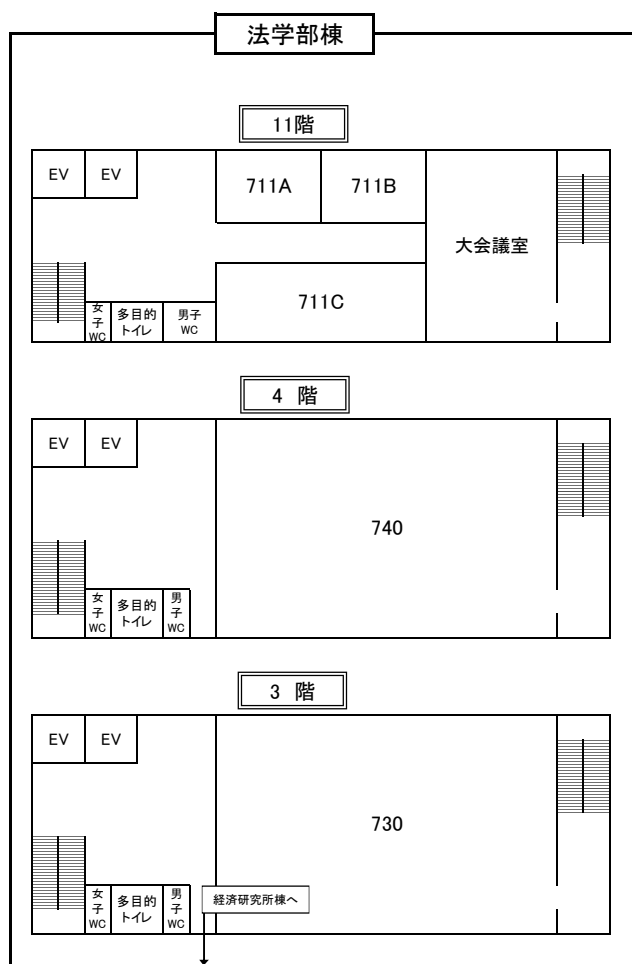
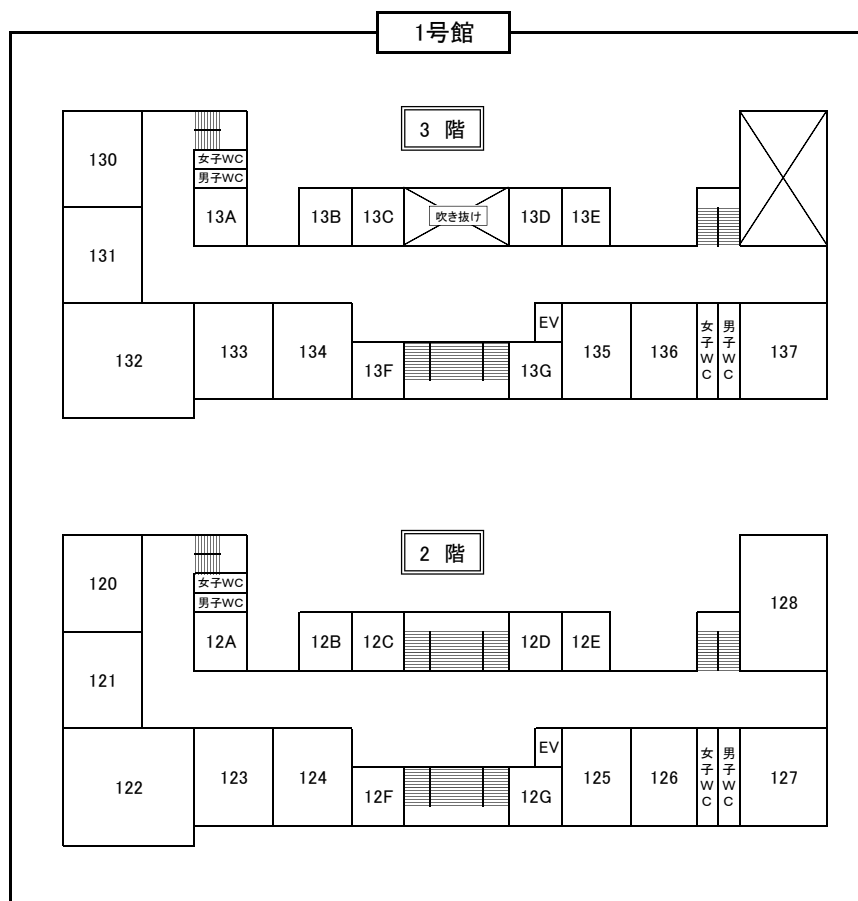
4. 杉本キャンパス案内図

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138



- | | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|-----------------------------------|
| 1 1号館 | 2 商学部棟 | 3 経済学部棟 | 4 法学部棟 |
| 5 文学部棟 | 6 経済研究所棟
・人権問題研究センター
・創造都市研究科
・都市経営研究科 | 7 都市科学・防災研究センター | 8 田中記念館 |
| 9 健康管理センター／
メンタルヘルスセンター | 10 河海工学実験場 | 11 学術情報総合センター | 12 理学部棟
・数学研究所
・南部陽一郎物理学研究所 |
| 13 工学部棟 | 14 生活科学部棟 | 15 2号館
・都市健康・スポーツ研究センター | 16 全学共通教育棟 |
| 17 4号館 | 18 基礎教育実験棟 | 19 第1学生ホール | 20 第2学生ホール |
| 21 第3学生ホール | 22 スポーツハウス | 23 ゲストハウス | 24 インキュベータ |
| 25 高原記念館
・地域連携センター | 26 学生サポートセンター | 27 共通研究棟 | 28 人工光合成研究センター |
| 29 本部棟 | | | |

本館地区各教室見取図



2025年度 法学研究科法学政治学専攻 開講科目表

《法学研究科法学政治学専攻 開講科目》

科目区分		科目名	単位数	担当教員名	開講基本原則	合同開講科目名	備考
M	D						
共通科目		法 学 政 治 学 ワ ー ク シ ョ ッ プ	1	永見、勝田、徳永	毎年		後期
		法学政治学演習（日本法制史）	2	安竹	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 憲 法 ）	2	北村	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 行 政 法 ）	2	佐藤	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 租 税 法 ）	2	酒井	毎年		前期・後期
		法学政治学演習（刑法・刑事訴訟法）	2	三島	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 刑 事 法 ）	2	金澤	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 刑 法 ）	2	徳永	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 民 法 ）	2	吉原	毎年		前期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 民 法 ）	2	坂口	毎年		前期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 民 法 ）	2	藤井	毎年		後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 商 法 ）	2	仲	毎年		前期
		法学政治学演習（民事訴訟法）	2	岡成	毎年		前期
		法学政治学演習（民事訴訟法）	2	鶴田	毎年		後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 倒 産 法 ）	2	岡成	毎年		後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 労 働 法 ）	2	根本	毎年		前期・後期
		法学政治学演習（社会保障法）	2	川村	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 国 際 法 ）	2	中井	毎年		前期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 国 際 法 ）	2	山下	毎年		後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 英 米 法 ）	2	勝田	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ ド イ ツ 法 ）	2	守矢	毎年		前期・後期
		法学政治学演習（アジア法(中国法)）	2	王	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 政 治 学 ）	2	永見	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 政 治 学 史 ）	2	宇羽野	毎年		前期・後期
		法学政治学演習（欧州政治外交史）	2	野田	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 国 際 政 治 ）	2	永井	毎年		前期・後期
		法 学 政 治 学 演 習 （ 行 政 学 ）	2	手塚	毎年		前期
理論研究科目	専攻科目	《 基 礎 法 学 領 域 》					
		法 理 論 研 究	2		毎年		不開講
		法 制 史 研 究	2	安竹	毎年		
		外 国 法 研 究	2	王	毎年		
		外 国 法 研 究	2	勝田	毎年		
		外 国 法 研 究	2	守矢	毎年		
		外 国 法 研 究	2	(高田(篤))	毎年		前期・後期
		《 実 定 法 領 域 》					
		公 法 研 究	2	北村	毎年		
		公 法 研 究	2	酒井	毎年		
		公 法 研 究	2	佐藤	毎年		
		公 法 研 究	2	高田	毎年		
		刑 事 法 研 究	2	金澤	毎年		
		刑 事 法 研 究	2	徳永	毎年		
		刑 事 法 研 究	2	松倉	毎年		
		刑 事 法 研 究	2	三島	毎年		
		民 事 法 研 究	2	小柿	毎年		
		民 事 法 研 究	2	坂口	毎年		
		民 事 法 研 究	2	杉本	毎年		

2025年度 法学研究科法学政治学専攻 開講科目表

《法学研究科法学政治学専攻 開講科目》

科目区分		科目名	単位数	担当教員名	開講基本原則	合同開講科目名	備考
M	D						
理論研究科目	専攻科目	民 事 法 研 究	2		毎年		不開講
		民 事 法 研 究	2	鶴田	毎年		
		民 事 法 研 究	2	岡成	毎年		
		民 事 法 研 究	2	仲	毎年		
		民 事 法 研 究	2	藤井	毎年		
		民 事 法 研 究	2	森山	毎年		
		民 事 法 研 究	2	吉原	毎年		
		社 会 法 研 究	2	川村	毎年		
		社 会 法 研 究	2	根本	毎年		
		国 際 関 係 法 研 究	2	中井	毎年		前期
		国 際 関 係 法 研 究	2	山下	毎年		後期
		《 政 治 学 領 域 》					
		政 治 理 論 研 究	2	宇羽野	毎年		
		政 治 理 論 研 究	2	永見	毎年		
		政 治 過 程 研 究	2	稗田	毎年		
		政 治 外 交 史 研 究	2	野田	毎年		
		国 際 政 治 研 究	2	永井	毎年		
		国 際 政 治 研 究	2		不定期	学部(政治学特講)	不開講
		行 政 学 研 究	2	手塚	毎年		
課題展開科目		《 公 共 法 政 領 域 》					
		憲 法 特 論	2	北村	毎年		
		行 政 法 特 論	2	佐藤	毎年		
		租 税 法 特 論	2	酒井	毎年		
		刑 事 法 特 論	2	三島・金澤・徳永	毎年		
		刑 事 政 策 特 論	2		隔年	LS(刑事政策)	不開講
		民 法 特 論 A	2	森山	毎年		
		民 法 特 論 B	2	坂口	毎年		
		労 働 法 特 論	2	根本	毎年		
		社 会 保 障 法 特 論	2	川村	毎年	LS(社会保障法)	前期
		法 哲 学 特 論	2	(早川)	隔年	LS(法哲学)	後期
		法 社 会 学 特 論	2	(阿部)	毎年	LS(法社会学)	後期
		日 本 法 制 史 特 論 A	2	安竹	隔年	LS(日本法制史)	前期
		日 本 法 制 史 特 論 B	2		隔年		不開講
		政 治 学 特 論	2	永見	毎年		
		政 治 学 史 特 論	2	宇羽野	毎年		
		行 政 学 特 論	2	手塚	毎年		
		《 グ ロ ー バ ル 法 政 特 論 》					
		企 業 法 特 論	2	仲	毎年		
		民 事 手 続 法 特 論	2	鶴田	毎年		
		倒 産 法 特 論 A	2	溝渕	毎年	LS(倒産法1)	前期
		倒 産 法 特 論 B	2	溝渕	毎年	LS(倒産法2)	前期・後期
		経 済 法 特 論	2	(渕川)	毎年	LS(経済法1)	前期

2025年度 法学研究科法学政治学専攻 開講科目表

《法学研究科法学政治学専攻 開講科目》

科目区分		科目名	単位数	担当教員名	開講基本原則	合同開講科目名	備考
M	D						
課題展開科目		国際法特論	2	中井	毎年	LS(国際法)	
		国際人権法特論	2	中井	隔年	LS(国際人権法)	前期
		国際組織法特論	2		毎年		不開講
		国際民事手続法特論	2	(国友)	毎年	LS(国際民事手続法)	前期
		国際家族法特論	2	(国友)	毎年	LS(国際家族法)	前期
		国際財産法特論	2	(国友)	毎年	LS(国際財産法)	後期
		国際経済法特論	2		隔年	LS(国際経済法)	不開講
		国際取引法特論	2	山下	隔年	LS(国際取引法)	後期
		英米法特論	2	勝田	毎年	LS(英米法)	後期
		ドイツ法特論 A	2		隔年	LS(ドイツ法)	不開講
		ドイツ法特論 B	2	守矢	隔年		
		中国法特論	2	王	毎年	LS(中国法)	前期
		比較政治学特論	2	稗田	毎年		
		欧州政治外交史特論	2	野田	毎年		
		国際政治特論	2	永井	毎年		
研究指導科目		博士研究指導 1	4	各教員	毎年		
		博士研究指導 2	4	各教員	毎年		
		博士研究指導 3	4	各教員	毎年		
		初年次指導	4	各教員	毎年		
		修士研究指導 1	4	各教員	毎年		
		修士研究指導 2	4	各教員	毎年		
		課題論文指導	4	各教員	毎年		

《国際基幹教育機構開設科目》

科目区分		科目名	単位数	担当教員名	開講基本原則	備考
M	D					
大学院共通教育科目		研究公正 (A・B)	1	勝田・徳永	毎年	

注 1 担当教員名欄が空欄の科目は本年度不開講
2 担当教員名に()が付いている教員は非常勤講師

2025年度 法学研究科法学政治学専攻 時間割 前期・通年

(大阪公立大学院生用)

曜日 時限	科目区分		月		火		水		木		金	
	M	D	科 目	担当	科 目	担当	科 目	担当	科 目	担当	科 目	担当
1 9:00～ 10:30	理論	専攻					刑 事 法 研 究	金澤	外 国 法 研 究	守矢 中井		
	課題				比 較 政 治 学 特 論	稗田	倒 産 法 特 論 A	溝渕			社 会 保 障 法 特 論	川村
	共通											
2 10:45～ 12:15	理論	専攻	行 政 学 研 究	手塚	政 治 過 程 研 究	稗田	公 民 事 法 研 究	高田 小柿 鶴田	政 治 外 交 史 研 究	野田		
	課題		刑 事 法 特 論	三島・金澤・徳永	労 働 法 特 論	根本	倒 産 法 特 論 B	溝渕 永井	租 税 法 特 論	酒井 王	民 事 手 続 法 特 論	鶴田
	共通				法 学 政 治 学 演 習	守矢			法 学 政 治 学 演 習	中井	法 学 政 治 学 演 習	吉原
3 13:15～ 14:45	理論	専攻	外 国 法 研 究 公 法 研 究	勝田 佐藤					政 治 理 論 研 究	宇羽野	民 事 法 研 究	吉原
	課題		政 治 学 史 特 論	宇羽野	国 際 家 族 法 特 論	(国友)	日 本 法 制 史 特 論 A	安竹	憲 法 特 論	北村	国 際 民 事 手 続 法 特 論	(国友)
	共通		経 済 法 特 論	(渊川)							法 学 政 治 学 演 習	仲
4 15:00～ 16:30	理論	専攻										
	課題										民 法 特 論 B	坂口 仲
	共通		法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習	三島 王 宇羽野 永井			法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習	野田 手塚	法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習	安竹 佐藤 金澤 坂口 根本 永見	法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習 法 学 政 治 学 演 習	北村 酒井 徳永 岡成 川村 勝田
5 16:45～ 18:15	理論	専攻									民 事 法 研 究	森山
	課題		国 際 人 権 法 特 論	中井								
	共通											

【杉本キャンパス以外の講義】

科目区分 M / D	科 目 名	担当	開講曜日・時限	開講 キャンパス
理論／専攻	外 国 法 研 究	(高田(篤))	月曜日/ 18:00-20:00	梅田サテライト

- 【注】
- ・課題展開の「法学政治学演習」は学部開講科目「専門演習」と合同開講。
 - ・次の表中の課題展開科目は、法曹養成専攻開講科目との合同開講。

課題展開科目名	法曹養成専攻 開講科目名	課題展開科目名	法曹養成専攻 開講科目名
社会保障法特論	社会保障法	日本法制史特論A	日本法制史
倒産法特論A	倒産法1	倒産法特論B	倒産法2
経済法特論	経済法1	国際人権法特論	国際人権法
中国法特論	中国法	国際民事手続法特論	国際民事手続法
国際家族法特論	国際家族法		

【前期集中講義】

- ・【研究指導科目】集中講義科目から選択して履修登録すること。

科目区分	科目名	登録学期
研究指導 (博士前期課程)	初年次指導 修士研究指導 1	1年次 通年 2年次 通年
研究指導 (博士後期課程)	博士研究指導 1 博士研究指導 2 博士研究指導 3	1年次 通年 2年次 通年 3年次 通年

2025年度 法学研究科法学政治学専攻 時間割 後期・通年

(大阪公立大学院生用)

曜日 時限	科目区分		月		火		水		木		金	
	M	D	科 目	担当	科 目	担当	科 目	担当	科 目	担当	科 目	担当
1 9:00～ 10:30	理論	専攻										
	課題				行政学特論	手塚	倒産法特論B	溝渕	国際取引法特論	山下		
	共通				法学政治学演習	守矢						
2 10:45～ 12:15	理論	専攻	法制史研究	安竹	公法研究	酒井	民事法研究	仲	政治理論研究	永見	刑事法研究	徳永
	課題		欧州政治外交史特論	野田	刑事法研究	三島	国際政治研究	永井	刑事法研究	松倉		
	共通		法学政治学演習	鶴田	ドイツ法特論B	根本			国際法特論	中井		
3 13:15～ 14:45	理論	専攻	社会法研究	川村					外国法研究	王	公法研究	北村
	課題								国際関係法研究	山下		
	共通				法社会学特論	(阿部)	行政法特論	佐藤	政治学特論	永見		
4 15:00～ 16:30	理論	専攻	民事法研究	杉本							民事法研究	坂口
	課題				国際財産法特論	(国友)			民法特論A	森山		
	共通		法学政治学演習 法学政治学演習 法学政治学演習	三島 王 宇羽野			法学政治学演習 法学政治学演習	野田 永井	法学政治学演習 法学政治学演習 法学政治学演習 法学政治学演習 法学政治学演習	安竹 佐藤 金澤 岡成 根本 永見	法学政治学演習 法学政治学演習 法学政治学演習 法学政治学演習	北村 酒井 徳永 川村 勝田
5 16:45～ 18:15	理論	専攻					民事法研究	藤井	民事法研究	岡成		
	課題		英米法特論	勝田							法哲学特論	(早川)
	共通											

【杉本キャンパス以外の講義】

科目区分 M / D	科 目 名	担当	開講曜日・時限	開講 キャンパス
理論／専攻	外国法研究	(高田(篤))	月曜日/ 18:00-20:00	梅田サテライト

【注】

- ・課題展開の「法学政治学演習」は学部開講科目「専門演習」と合同開講。
ただし、「法学政治学演習」は半期2単位科目のため、通年科目の専門演習を引き続き後期に履修する場合は後期履修期間中に履修登録が必要。
- ・次の表中の題展開科目は、法曹養成専攻開講科目との合同開講。

課題展開科目名	法曹養成専攻 開講科目名	課題展開科目名	法曹養成専攻 開講科目名
英米法特論	英米法	国際財産法特論	国際財産法
法社会学特論	法社会学	国際取引法特論	国際取引法
法哲学特論	法哲学	倒産法特論B	倒産法2

【後期集中講義】

科目区分	科目名	担当
共通	法学政治学ワークショップ	永見・ 勝田・徳永

【研究指導科目】

- ・集中講義科目から選択して履修登録すること。

科目区分	科 目 名	登録学期
研究指導 (博士前期 課程)	初年次指導 修士研究指導 2 課題論文指導	1年次 通年 2年次 後期 2年次 後期
研究指導 (博士後期 課程)	博士研究指導 1 博士研究指導 2 博士研究指導 3	1年次 通年 2年次 通年 3年次 通年

大阪公立大学大学院法学研究科

教育推進課

TEL 06-6605-2303(直通)

<https://www.omu.ac.jp/law/>